目　次

第１章　計画の背景と策定趣旨……1
　１．計画策定の背景……1
　２．計画の法的根拠と位置づけ……2
　３．計画策定の時期および計画期間……3
　４．計画の策定体制……3
第２章　子どもと子育て家庭に関する動向……4
　１．統計による豊郷町の状況……4
　２．アンケート調査結果……9
　３．前回計画の評価……28
　４．豊郷町の子育てにおける現状……33
第３章　計画の基本方針……34
　１．子ども・子育てビジョン（基本理念）……34
　２．計画の基本目標……35
　３．施策体系……36
第４章　次世代育成支援行動計画……37
　目標１　子どもの成長を支える家庭・地域・学校の充実……37
　目標２　家庭と仕事の両立、子育て支援の充実……45
　目標３　安心して子育てできる社会環境づくり……50
第５章　子ども・子育て支援事業計画……61
　１．子ども・子育て支援事業の概要……61
　２．教育・保育提供区域の設定……62
　３．教育・保育施設の量の見込みおよび確保の方策……63
　４．地域子ども・子育て支援事業の提供……66
　５．教育・保育の一体的提供の推進……78
第６章　計画の推進……79
　１．計画の推進体制……79
　２．計画の点検・評価・改善……79
資料編……80

～「障害」のひらがな表記について～

・法令、条例、固有名称などは、「障害」と表記しています。
　例）障害者基本計画、障害者医療費助成事業　など
・上記以外の場合は、「障がい」と表記しています。
　例）障害者　⇒障がい児、障がいのある人　など

第１章　計画の背景と策定趣旨

１．計画策定の背景

近年、子育てをめぐる環境は変化し続けており、その中で新たな課題も生まれています。全国的に課題となったのは、女性の社会進出が進み、待機児童が慢性的に発生したことや、核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化により、子育て家庭が気軽に周りの人々から子育てに関する助言や支援を得られなくなっていることなどが挙げられます。このように、ライフスタイルの変化などによって課題が複雑化・多様化しており、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けているといえます。

国では、少子化対策を総合的に進めるため、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。次世代を担う子どもたちの育成を支援するための様々な事業を展開してきましたが、依然として出生数の減少が続いていたことから、平成 24 年８月に「子ども・子育て関連３法」を制定し、子ども・子育てに関する新たな支援制度が構築されました。

また、令和元年６月に「児童福祉法」および「児童虐待の防止等に関する法律」が一部改正され、児童虐待の発生予防や虐待発生時の迅速かつ的確な対応が明確化されました。

さらに、令和元年 10 月には、重要な少子化対策の１つとして掲げられた、幼児教育・保育の無償化が実施されました。幼児教育・保育の無償化は、幼児教育の負担軽減を図ることで、すべての子どもたちに質の高い教育の機会を保障し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを目的としています。

本町においては、平成 27 年度から令和元年度までの５年間を計画期間とする「豊郷町子ども・子育て陽だまりプラン」（以下、「前回計画」という）を策定し、子育てに関する様々な施策の展開を図ってきました。このたび計画期間が満了となることに伴い、本町における少子化や世帯規模の縮小、低年齢児の保育ニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境の変化を捉えながら、子どもの利益を最優先に考え、環境を整備することを目的に、「第２期豊郷町子ども・子育て陽だまりプラン」（以下、「本計画」という）を策定しました。

2．計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、豊郷町総合計画の分野別計画に位置づけられます。

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、子ども・子育て支援にかかる総合的な計画として策定するものです。また、前回計画同様に、「改正次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村次世代育成支援行動計画」の内容も踏まえ、「第２期豊郷町子ども・子育て陽だまりプラン」として策定するものです。

本計画の策定にあたっては、「新・放課後子ども総合プラン」を包含する計画として位置づけます。また、関連の法律、滋賀県子ども・子育て支援事業支援計画、本町の関連計画との整合ならびに連動を図り策定しています。

◆ 計画の法的根拠と位置づけのイメージ

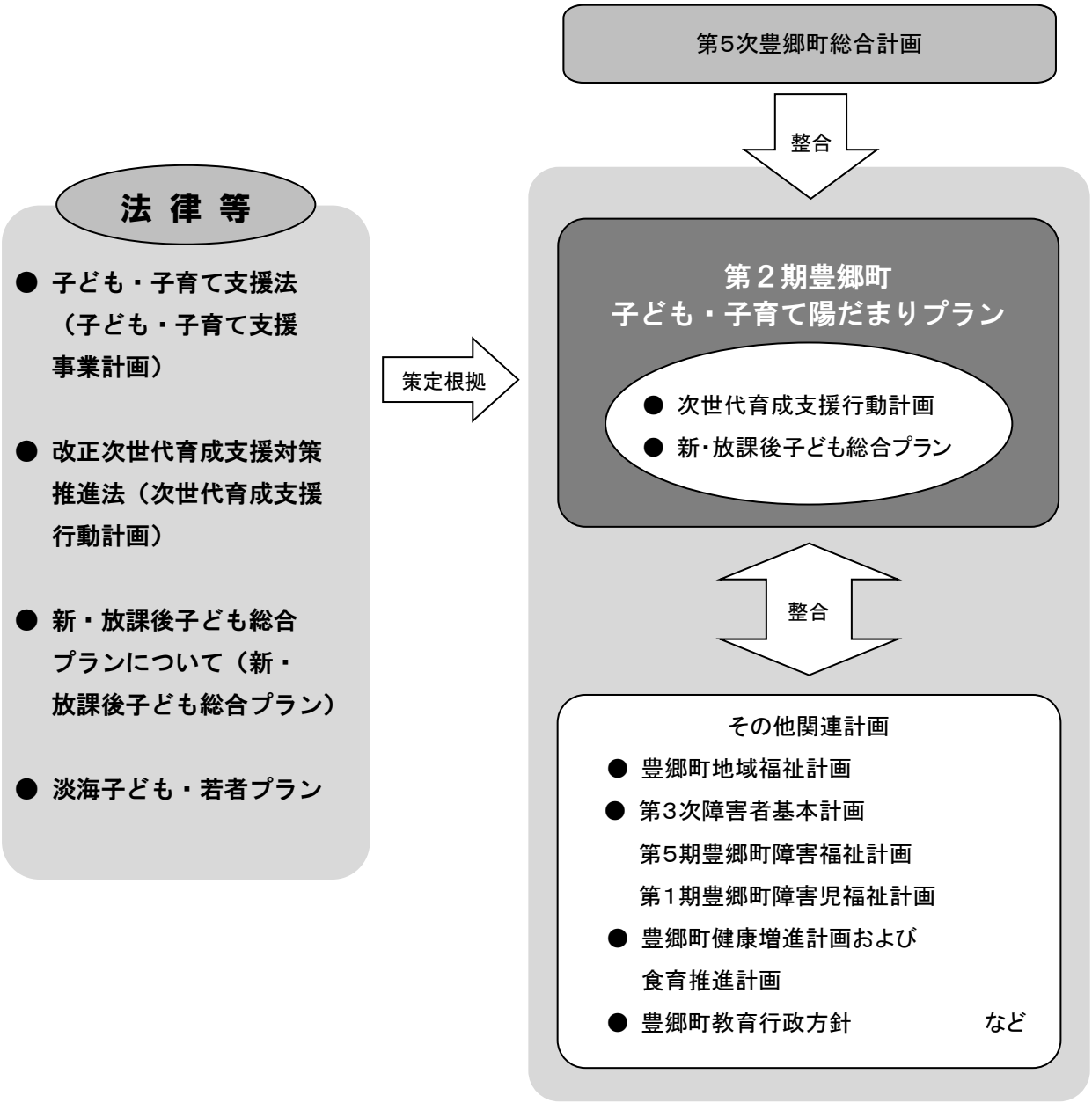

３．計画策定の時期および計画期間

本計画の期間は、令和２年度から令和６年度までの５か年とします。計画期間中は毎年度、計画達成状況の確認と見直しを行います。

	R１	R２	R３	R４	R５	R６	R７
第２期豊郷町 子ども・子育て 陽だまりプラン		計画期間					次期 計画
第１期豊郷町 子ども・子育て 陽だまりプラン	計画 期間						

４．計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第 77 条に定められている「豊郷町子ども・子育て会議」を設置し、子育て当事者や関係機関などの意見を反映しながら、計画の内容について審議しました。

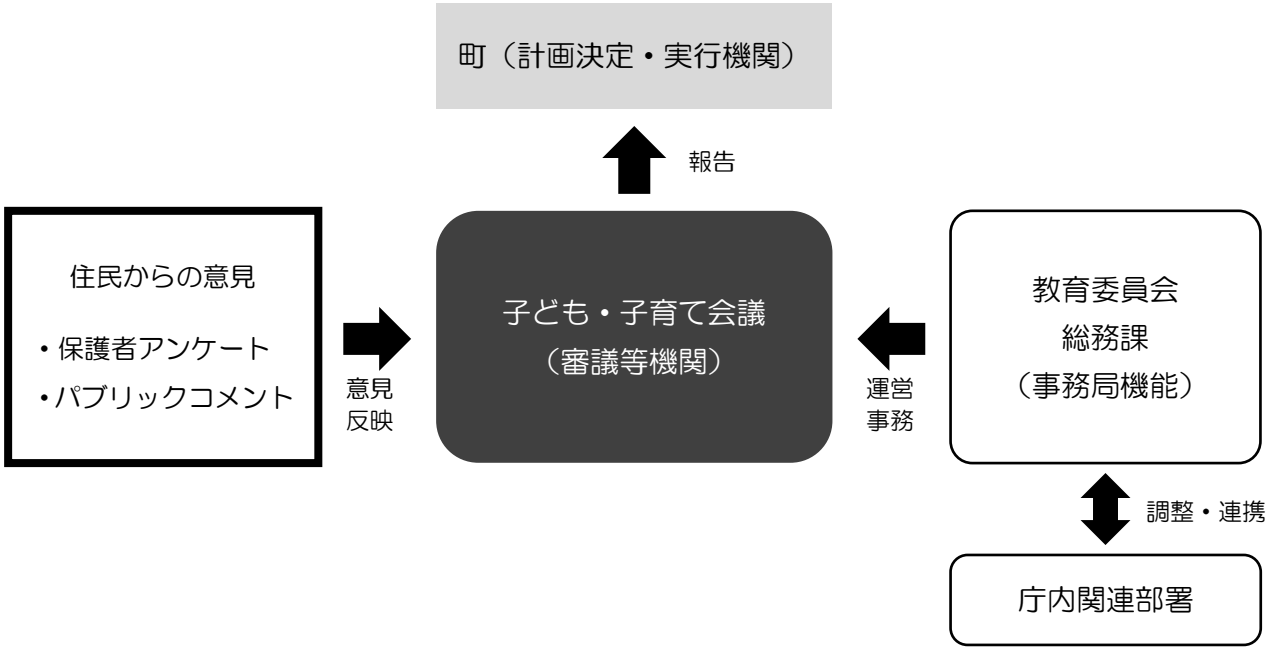

第２章　子どもと子育て家庭に関する動向

１．統計による豊郷町の状況

(1)人口・世帯の状況

本町の総人口は、平成 27 年以降ほぼ横ばいで推移し、平成 31 年（４月１日時点、以下同）で 7,347 人となっています。

年齢３区分別人口をみると、高齢者人口は増加し、年少人口、生産年齢人口は減少しています。平成 31 年の年少人口（０～14 歳）は 1,121 人（15.3%）となっています。

◆　年齢3区分別人口の推移

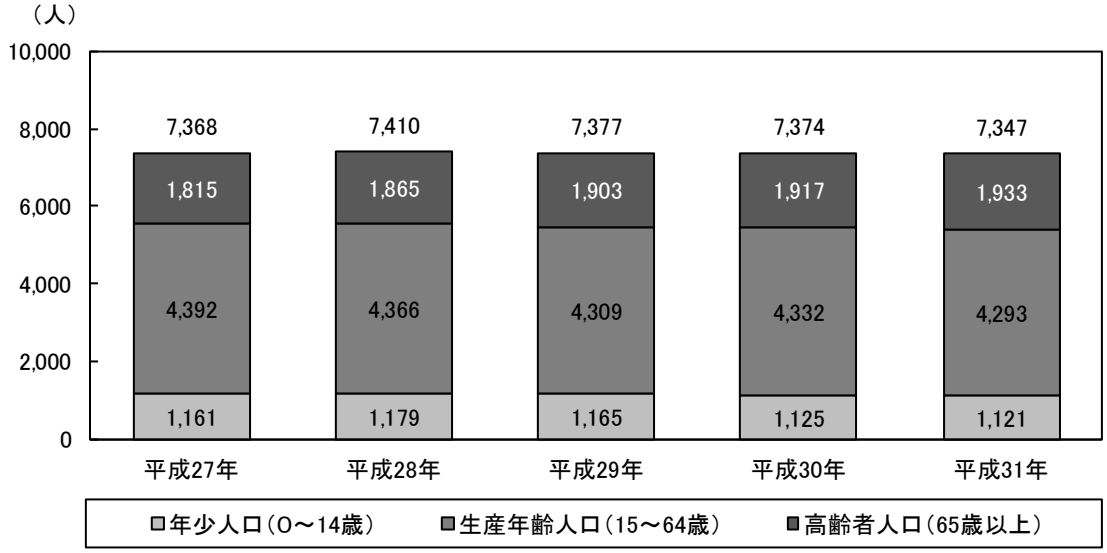

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

本町の世帯数は、平成 12 年以降増加傾向にあり、平成 27 年で 2,586 世帯となっています。世帯あたり人員数は、核家族化や晩婚化などの影響により減少しており、平成 27 年で2.75 人となっています。

◆ 世帯数の推移

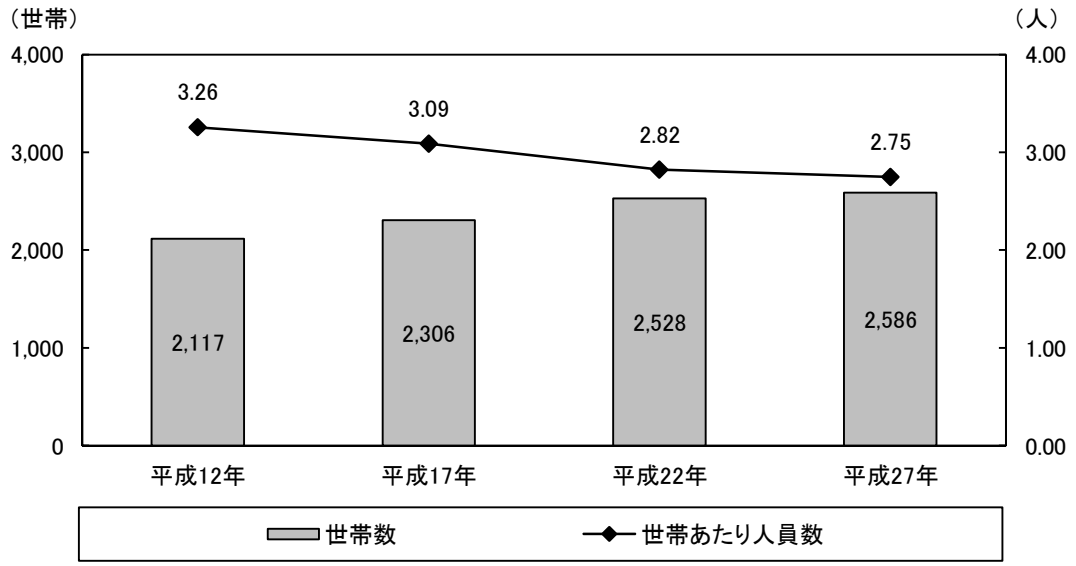

資料：国勢調査

平成 27 年の世帯類型について国・県と比較してみると、国・県に比べて「３世代世帯」の割合が高く、「単独世帯」の割合が低くなっています。

◆ 世帯類型（平成 27 年）

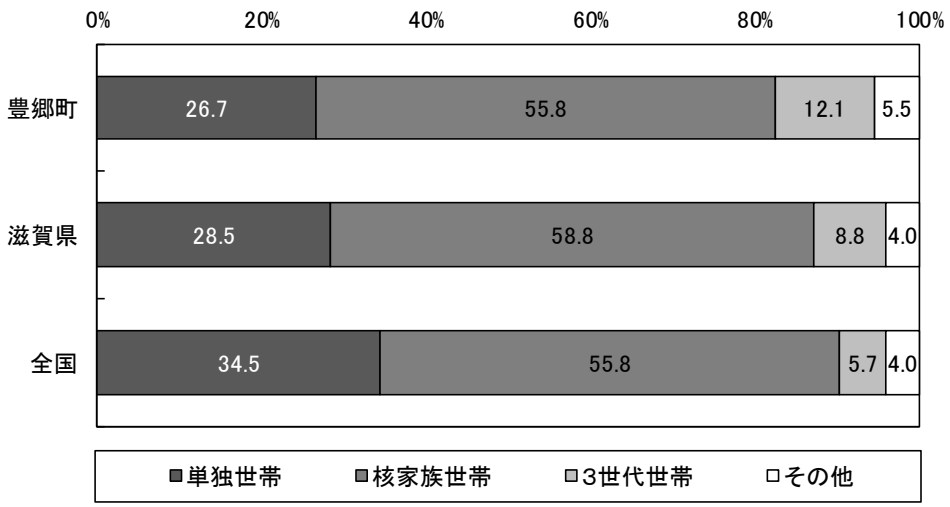

資料：国勢調査

(2)出生数の推移

本町の出生数は増減を繰り返しながら徐々に減少しており、平成 29 年度には 42 人と 50 人を下回りましたが、平成 30 年度には 60 人と増加しています。

◆ 出生数の推移

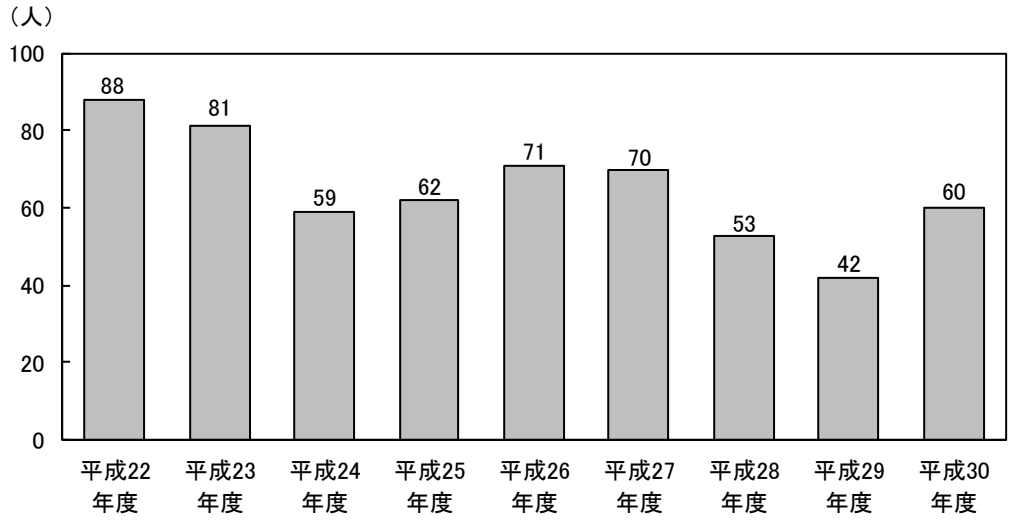

資料:住民基本台帳

(3)女性の就労の状況

平成 27 年の女性の労働力率は、20 歳代および 35 歳以上 60 歳未満で 70%を超えています。30～34 歳で 65.2%とやや落ち込み、「M字カーブ」がみられます。平成 22 年と比較してみると、65 歳以上を除くすべての年代で高くなっています。

◆ 女性の労働力率の推移

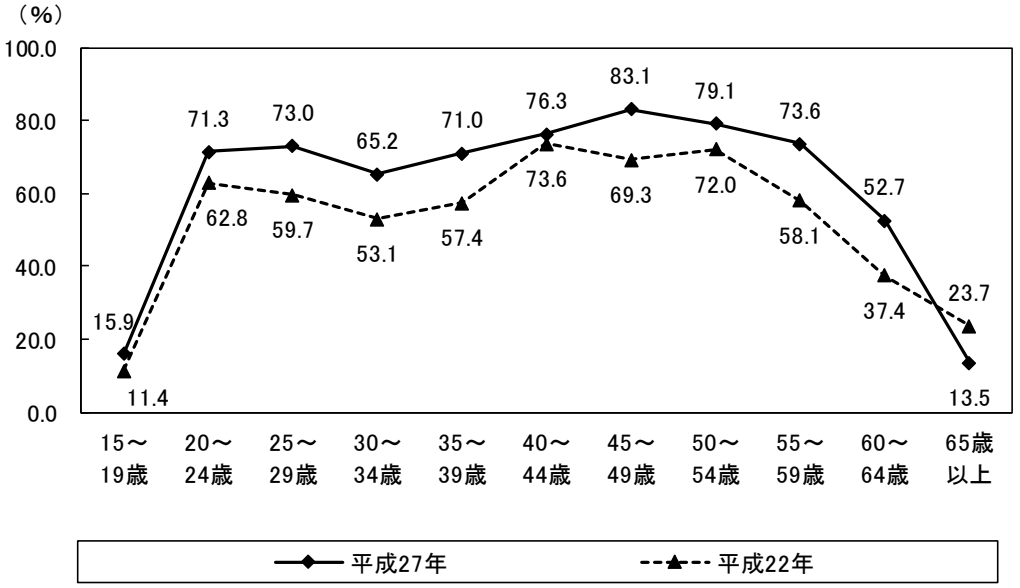

資料:国勢調査

(4)児童人口推計

本町の就学前児童数は、今後横ばいで推移し、令和 10 年で 390 人と推測されています。小学生児童数は、今後ゆるやかに減少していき、令和 10 年で 419 人と推測されています。

◆ 就学前児童数の推移および推計

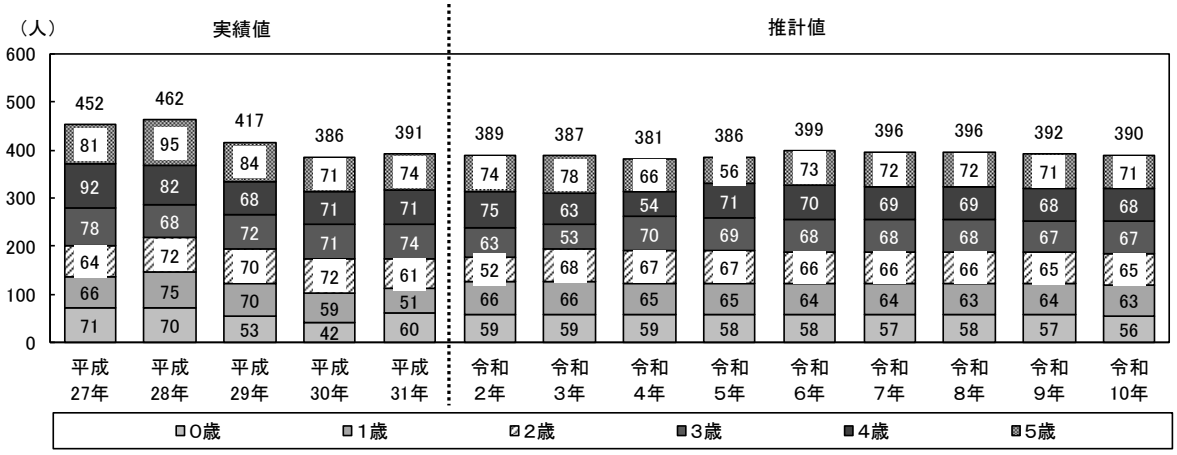

資料：実績は住民基本台帳（各年4月1日現在）、推計はそれに基づき教育委員会総務課で推計

◆ 小学生児童数の推移および推計

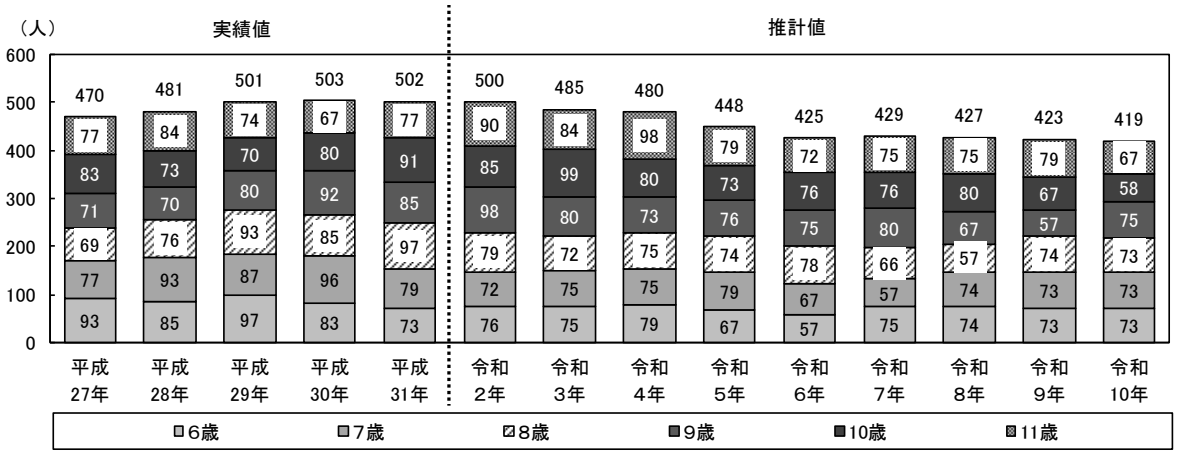

資料：実績は住民基本台帳（各年4月1日現在）、推計はそれに基づき教育委員会総務課で推計

(5)就学前児童の状況

保育園の在園児数は 160 人前後と横ばいで推移しています。幼稚園の在園児数は減少傾向にあり、平成 31 年で 87 人となっています。

◆ 保育園の在園児数の推移

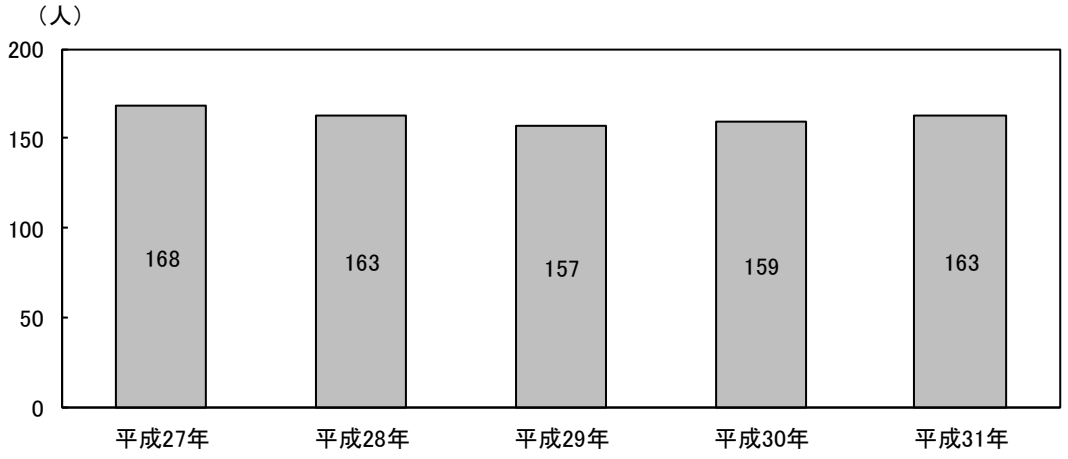

資料:教育委員会総務課(各年4月1日現在)

◆ 幼稚園の在園児数の推移

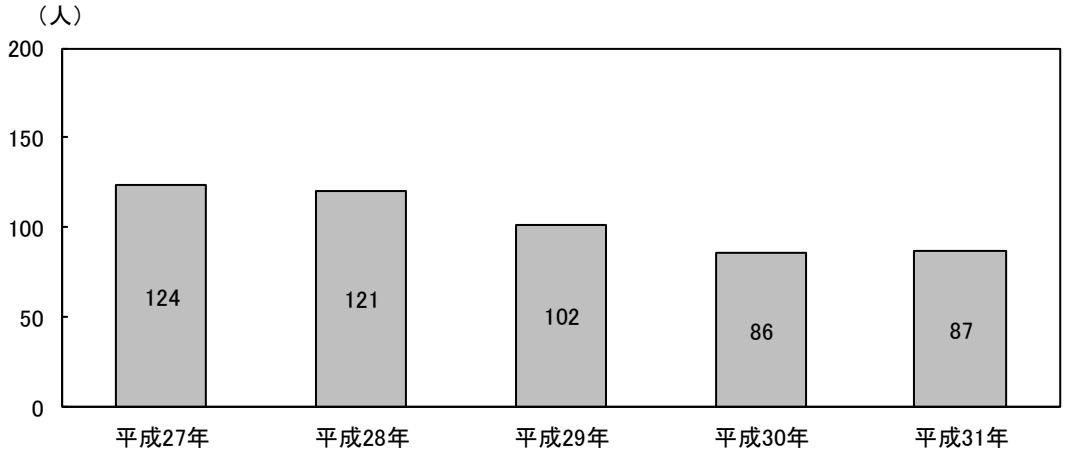

資料:教育委員会総務課(各年4月1日現在)

２．アンケート調査結果

(1)調査概要

●調 査 地 域：豊郷町全域

●調査対象者：豊郷町内在住の「就学前児童」のいる世帯・保護者（就学前児童調査）
豊郷町内在住の「小・中学生」のいる世帯・保護者（小・中学生調査）

●抽 出 方 法：就学前児童で複数のお子さんがいる世帯、小学生児童で複数のお子さんがいる世帯には、それぞれ調査票が１通のみ届くように調整して抽出

●調 査 期 間：平成 31 年1月 17 日（木）～ 1月 31 日（木）

●調 査 方 法：学校、園を通じた配布・回収または郵送回収
（未就園児には郵送配布・郵送回収）

アンケート種別	調査対象者数（配布数）	有効回収数	有効回収率
就学前児童	310 件	121 件	39.0%
小・中学生	600 件	175 件	29.2%
合計	910 件	296 件	32.5%

(2)調査結果

①子どもの育ちをめぐる環境について

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無

就学前では「緊急時もしくは用事の際には祖父母などの親族にみてもらえる」が 60.3%と最も高く、次いで「日常的に祖父母などの親族にみてもらえる」が 38.8%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が 12.4%となっています。

小・中学生では「緊急時もしくは用事の際には祖父母などの親族にみてもらえる」が 62.9%と最も高く、次いで「日常的に祖父母などの親族にみてもらえる」が 33.1%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が 16.6%となっています。

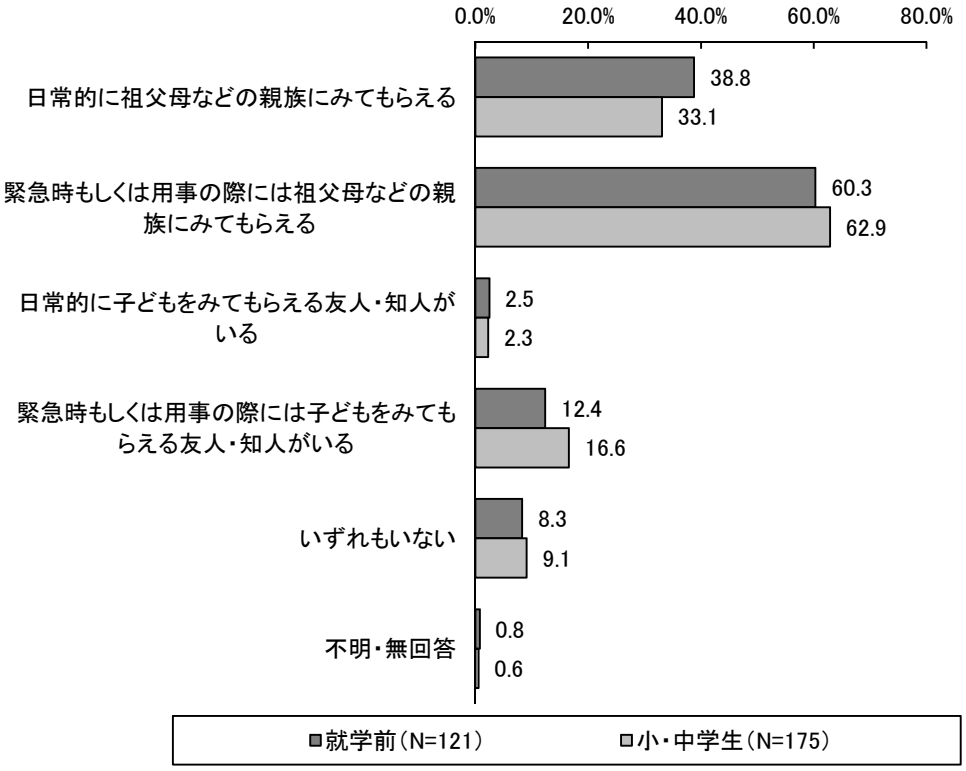

子育て（教育を含む）に関する相談先

就学前では「祖父母などの親族」が 52.1％と最も高く、次いで「近所の友人・知人」が 16.5％、「近所ではない友人・知人」が 15.7％となっています。

小・中学生では「祖父母などの親族」が 38.9％と最も高く、次いで「近所の友人・知人」が 22.9％、「近所ではない友人・知人」が 16.0％となっています。

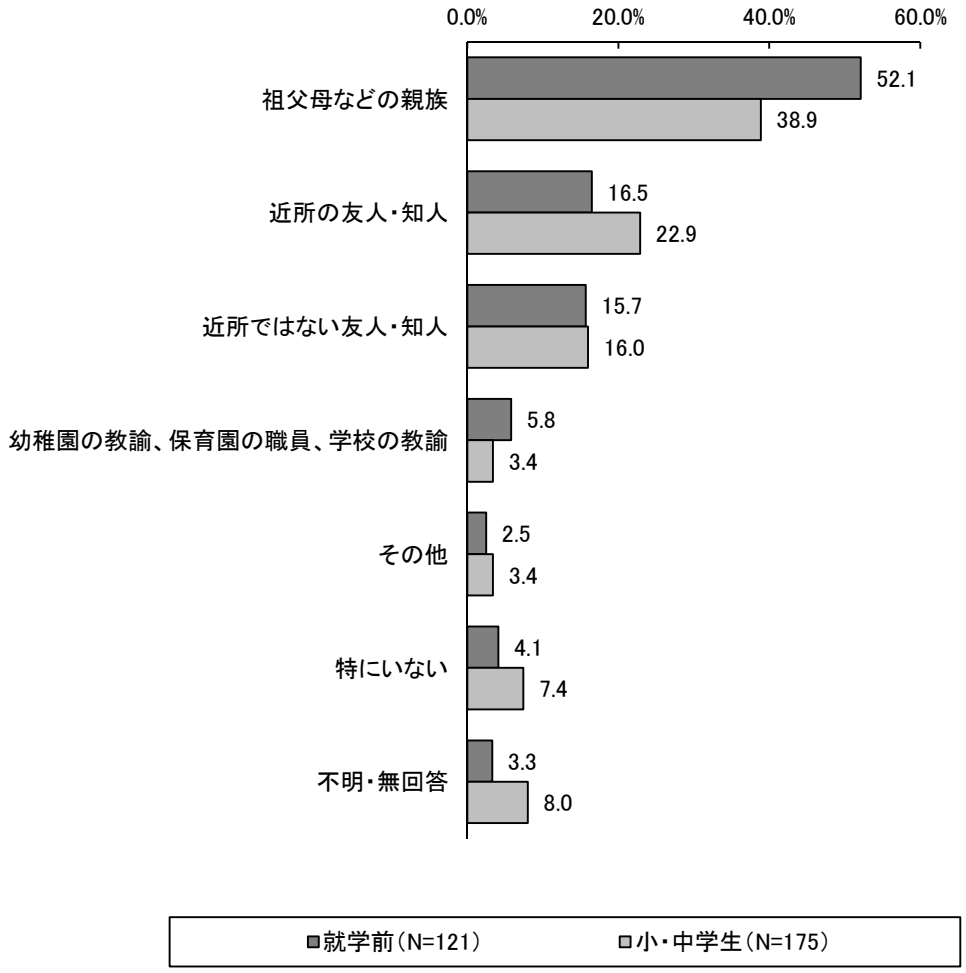

子育てに関する悩みや、子どもに関して気にかかること（就学前）

就学前では「②子どもの食事や栄養のことに心配がある」「③子どもの勉強や進学のことに心配がある」「⑩自分の時間が十分にもてない」で『思う』（「大いに思う」「やや思う」の合計）が５割を超えています。

一方、「①子どもの病気や発育・発達のことに心配がある」「⑤子どもとの時間を十分もてない」「⑥育児やしつけの方法がよくわからない」「⑦子どもとの接し方に自信がもてない」「⑧配偶者の協力が少ない」「⑨子育てにかかる経済的な負担が大きい」「⑪子育ての仲間がいない」「⑫仕事が十分にできない」で『思わない』（「あまり思わない」「まったく思わない」の合計）が５割を超えています。

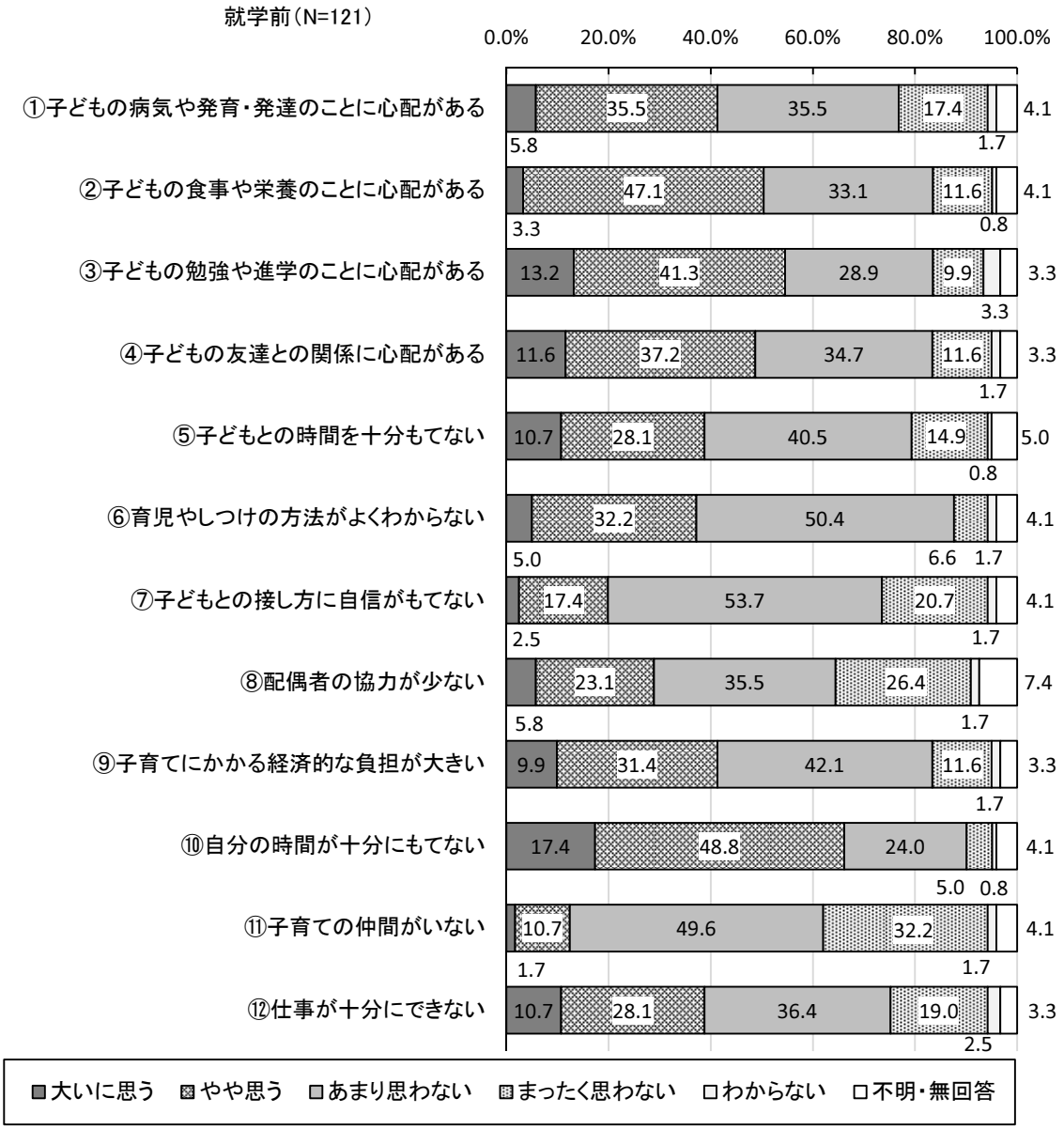

子育てに関する悩みや、子どもに関して気にかかること（小・中学生）

小・中学生では「③子どもの勉強や進学のことに心配がある」「⑨子育てにかかる経済的な負担が大きい」で『思う』（「大いに思う」「やや思う」の合計）が５割を超えています。

一方、「①子どもの病気や発育・発達のことに心配がある」「②子どもの食事や栄養のことに心配がある」「⑤子どもとの時間を十分もてない」「⑥育児やしつけの方法がよくわからない」「⑦子どもとの接し方に自信がもてない」「⑧配偶者の協力が少ない」「⑪子育ての仲間がいない」「⑫仕事が十分にできない」で『思わない』（「あまり思わない」「まったく思わない」の合計）が６割を超えています。

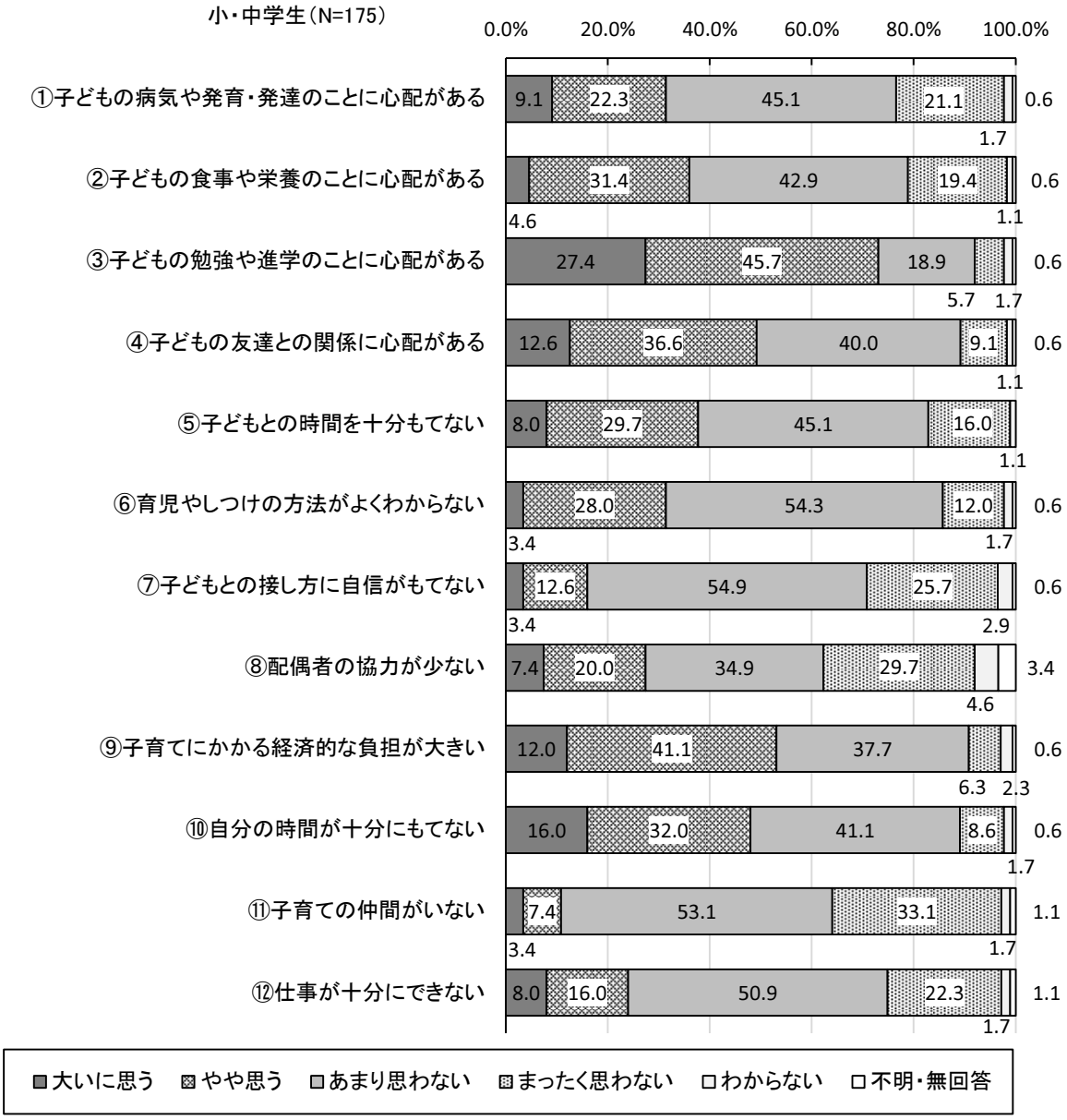

経済的な理由で必要なものが買えなかった経験

就学前では「まったくなかった」が 51.2%と最も高く、次いで「あまりなかった」が 26.4%、「たまにあった」が 16.5%となっています。

小・中学生では「まったくなかった」が 54.9%と最も高く、次いで「あまりなかった」が 29.1%、「たまにあった」が 14.9%となっています。

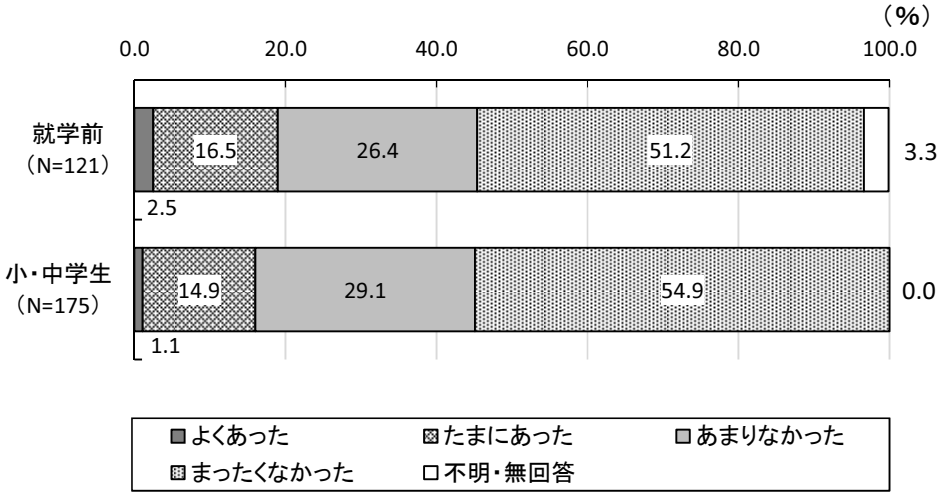

過去１年間にお子さんと出かけたことがある場所

就学前では「ショッピングセンターなどへの買い物」が 89.3%と最も高く、次いで「公園」が 88.4%、「レストランのような外食」が 84.3%となっています。

小・中学生では「ショッピングセンターなどへの買い物」が 94.3%と最も高く、次いで「レストランのような外食」が 81.7%、「親戚の家」が 76.0%となっています。

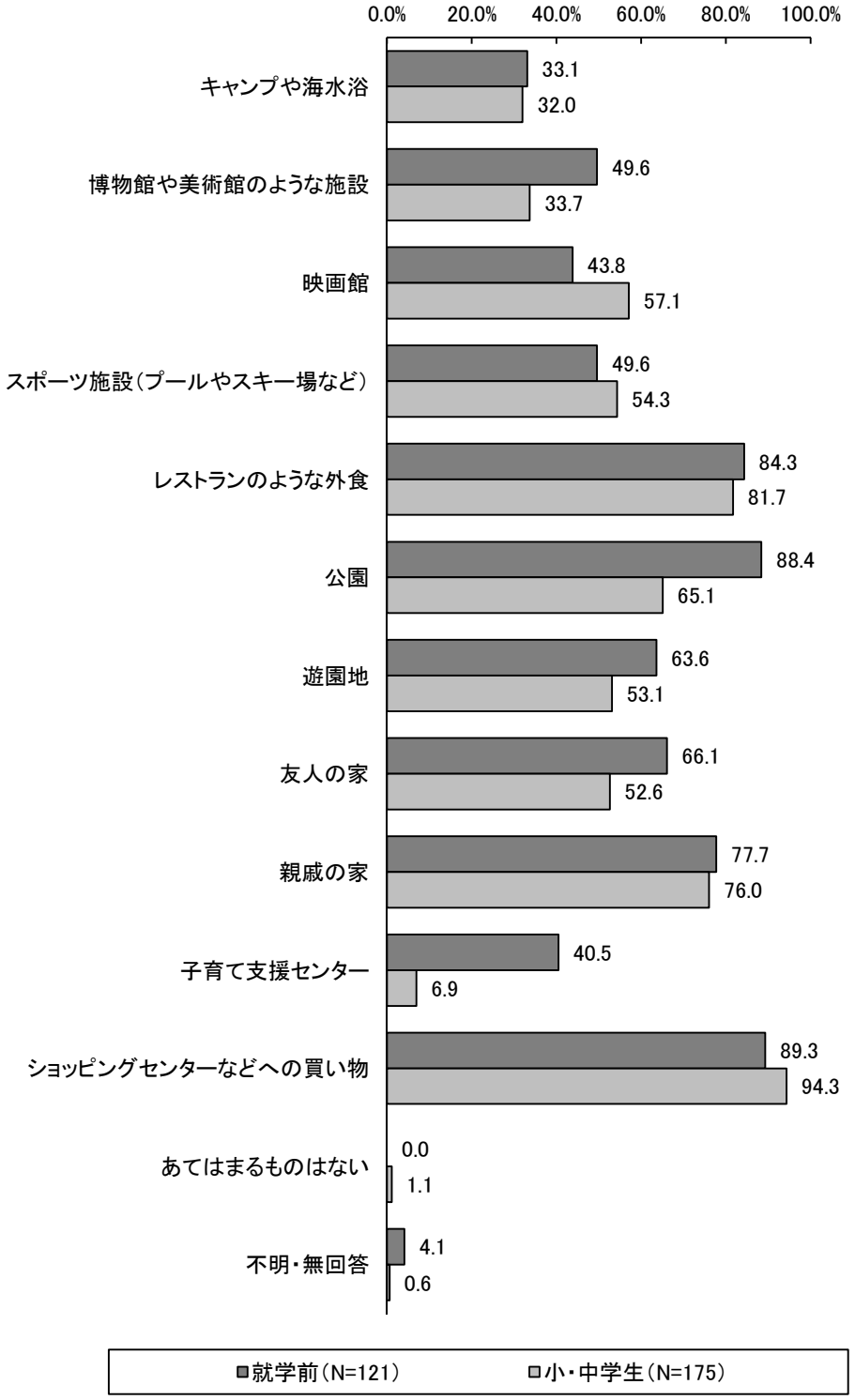

お子さんにかかる費用のうち経済的負担が大きいと感じるもの

就学前では「制服や体操服などの購入費」が 41.3%と最も高く、次いで「学習塾や習い事にかかる費用」が 40.5%、「大きな負担を感じるものはない」が 26.4%となっています。

小・中学生では「学習塾や習い事にかかる費用」が 58.9%と最も高く、次いで「制服や体操服などの購入費」が 49.1%、「ゲームやスポーツ用品の購入費」が 29.1%となっています。

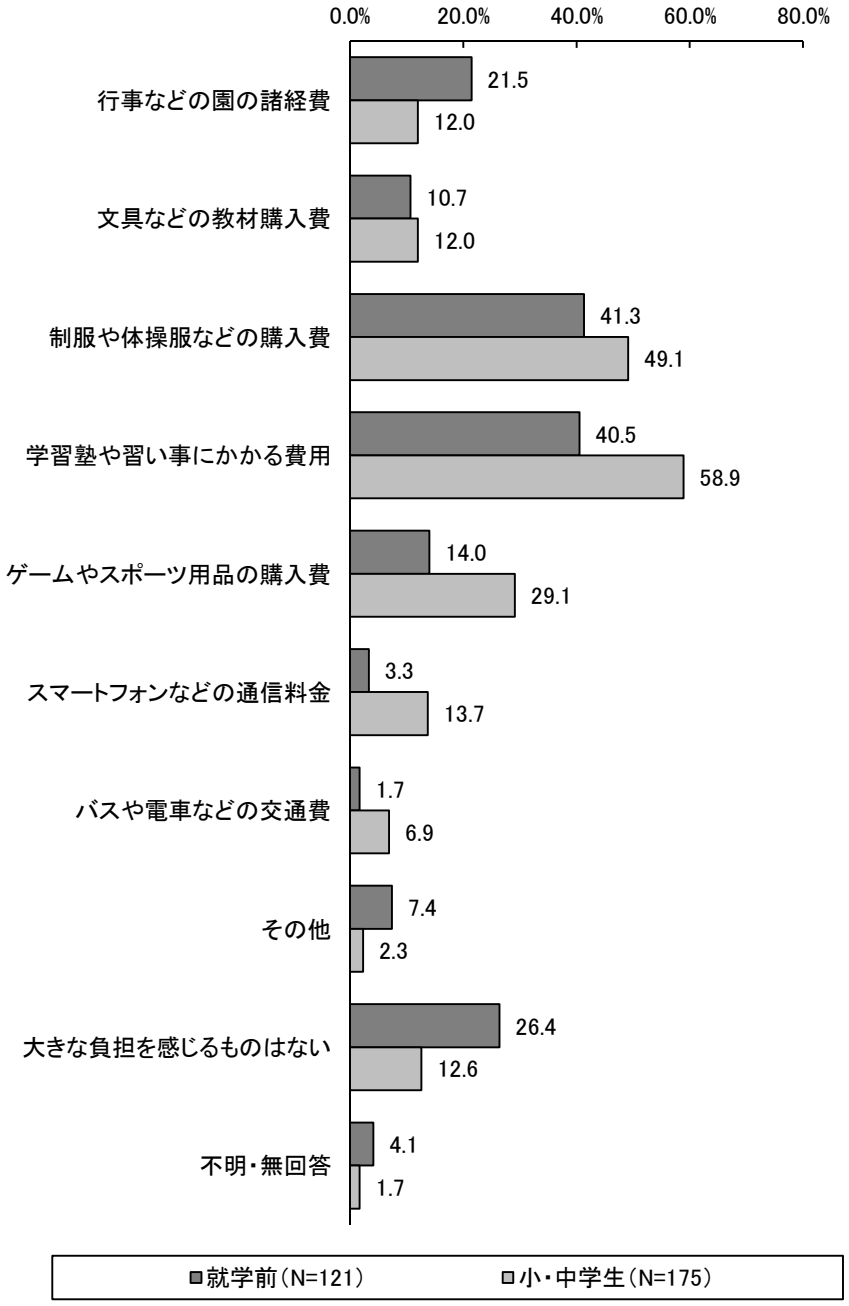

お子さんに現在または将来あったら利用したい支援

就学前では「保護者が家にいない時に子どもが安心して過ごすことができる場所やサービスの提供」が 62.0%と最も高く、次いで「夏休み期間中子どもたちが学習できる場所」が 59.5%、「生活や就学・進学のための経済的な補助」が 58.7%となっています。

小・中学生では「生活や就学・進学のための経済的な補助」が 57.7%と最も高く、次いで「夏休み期間中子どもたちが学習できる場所」が 53.1%、「保護者が家にいない時に子どもが安心して過ごすことができる場所やサービスの提供」が 48.6%となっています。

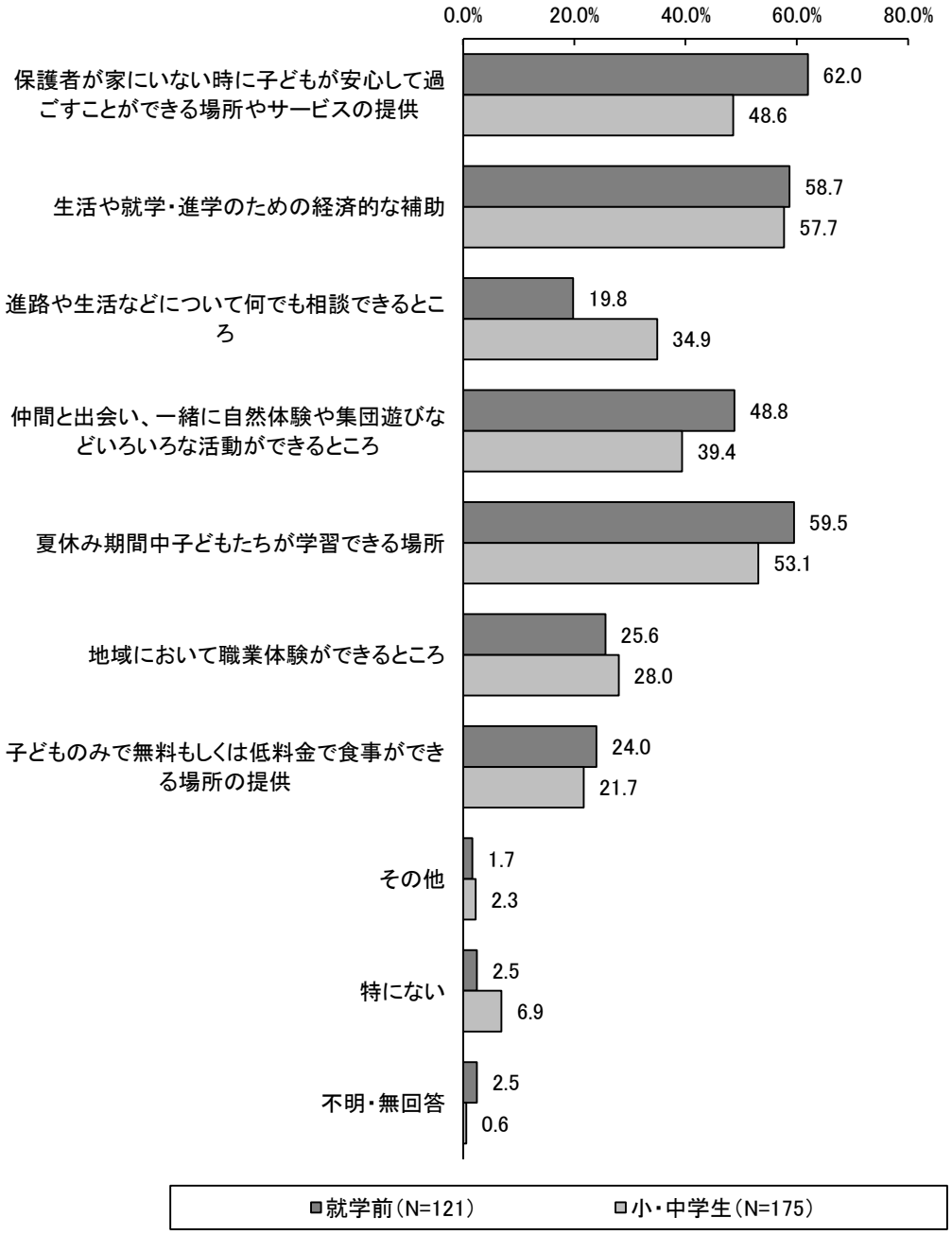

子育てをどのように感じるか

就学前では「どちらかというと、喜びや楽しみが大きい」が 46.3%と最も高く、次いで「喜びや楽しみが大きい」が 32.2%、「どちらかというと、不安や負担が大きい」が 14.9%となっています。

小・中学生では「どちらかというと、喜びや楽しみが大きい」が 52.0%と最も高く、次いで「喜びや楽しみが大きい」が 32.6%、「どちらかというと、不安や負担が大きい」が 11.4%となっています。

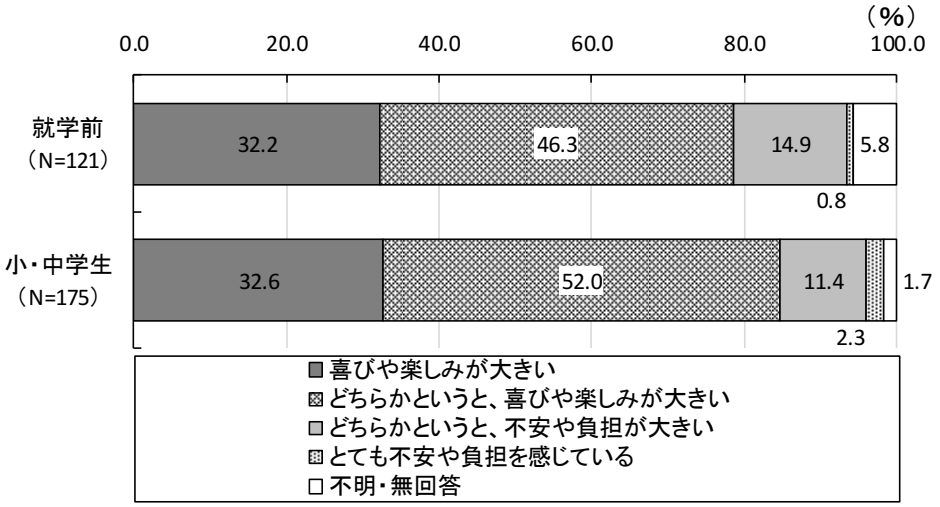

子育てをしやすいと感じるか

就学前では「まあまあ子育てしやすいと思う」が 64.5%と最も高く、次いで「子育てしやすいと思う」が 26.4%、「あまり子育てしやすいとは思わない」が 4.1%となっています。

小・中学生では「まあまあ子育てしやすいと思う」が 63.4%と最も高く、次いで「子育てしやすいと思う」が 20.6%、「あまり子育てしやすいとは思わない」が 10.9%となっています。

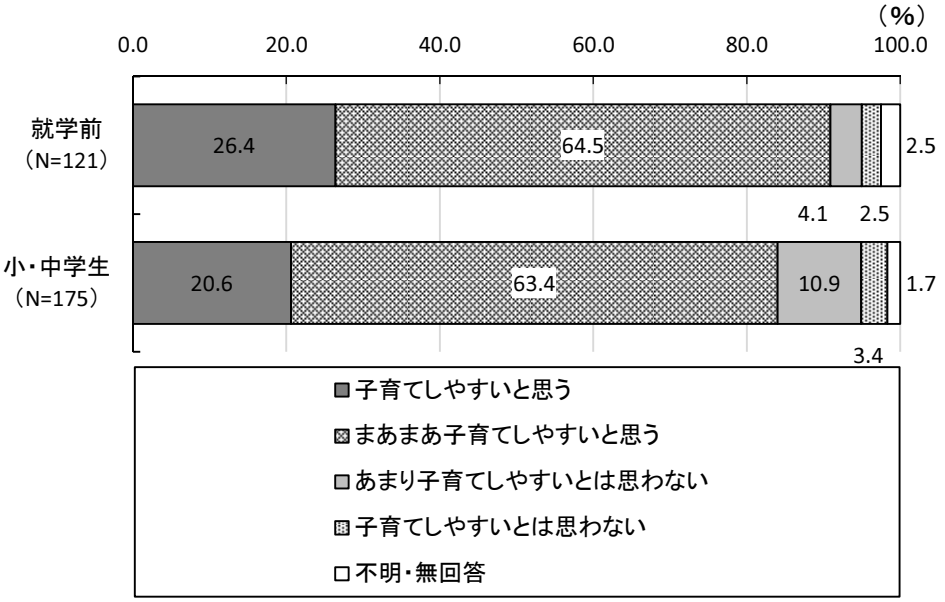

②保護者の就労状況について

保護者の就労状況

就学前の父親では「フルタイム」が 90.9%と最も高く、小・中学生の父親においても「フルタイム」が 90.3%と最も高くなっています。

就学前の母親では「専業主婦（夫）または就労していない」が 32.2%と最も高く、次いで「フルタイム」が 28.9%、「パート・アルバイト【月 60 時間以上】」が 24.8%となっています。小・中学生の母親では「パート・アルバイト【月 60 時間以上】」が 36.6%と最も高く、次いで「フルタイム」が 28.6%、「専業主婦（夫）または就労していない」が 17.1%となっています。

◆ 父親

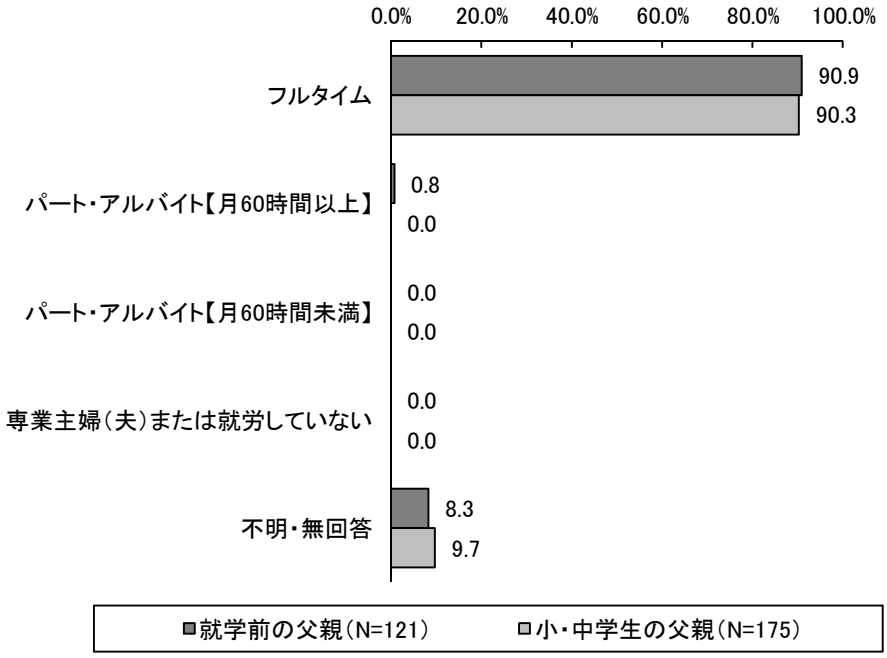

◆ 母親

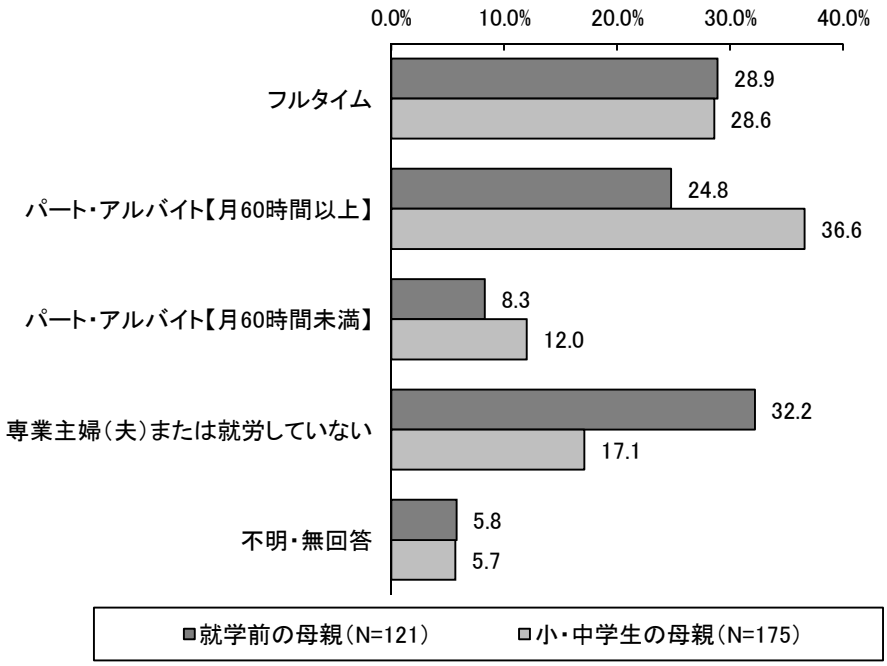

③教育・保育事業の利用状況について

現在、幼稚園や保育所などの定期的な教育・保育の事業を利用しているか

「利用している」が 80.2%、「利用していない」が 18.2%となっています。

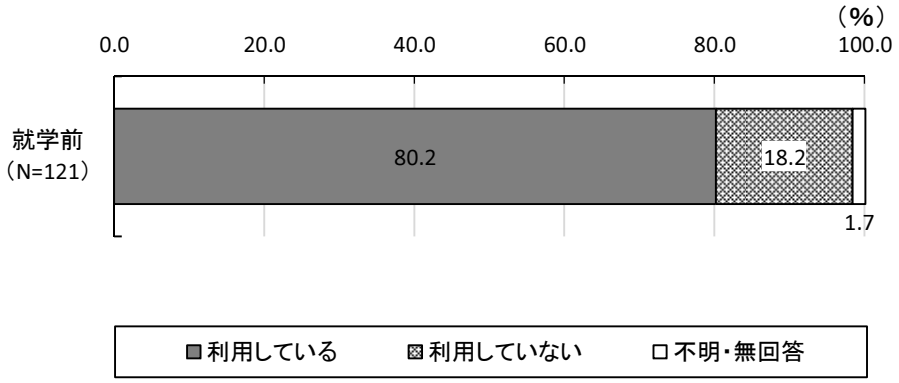

平日どのような施設やサービスを利用しているか

「認可保育園」が 50.3%と最も高く、次いで「幼稚園」が 27.6%、「認定こども園」「事業所内保育施設」「自治体の認証・認定保育施設」「その他の認可外保育園」がいずれも 0.7%となっています。

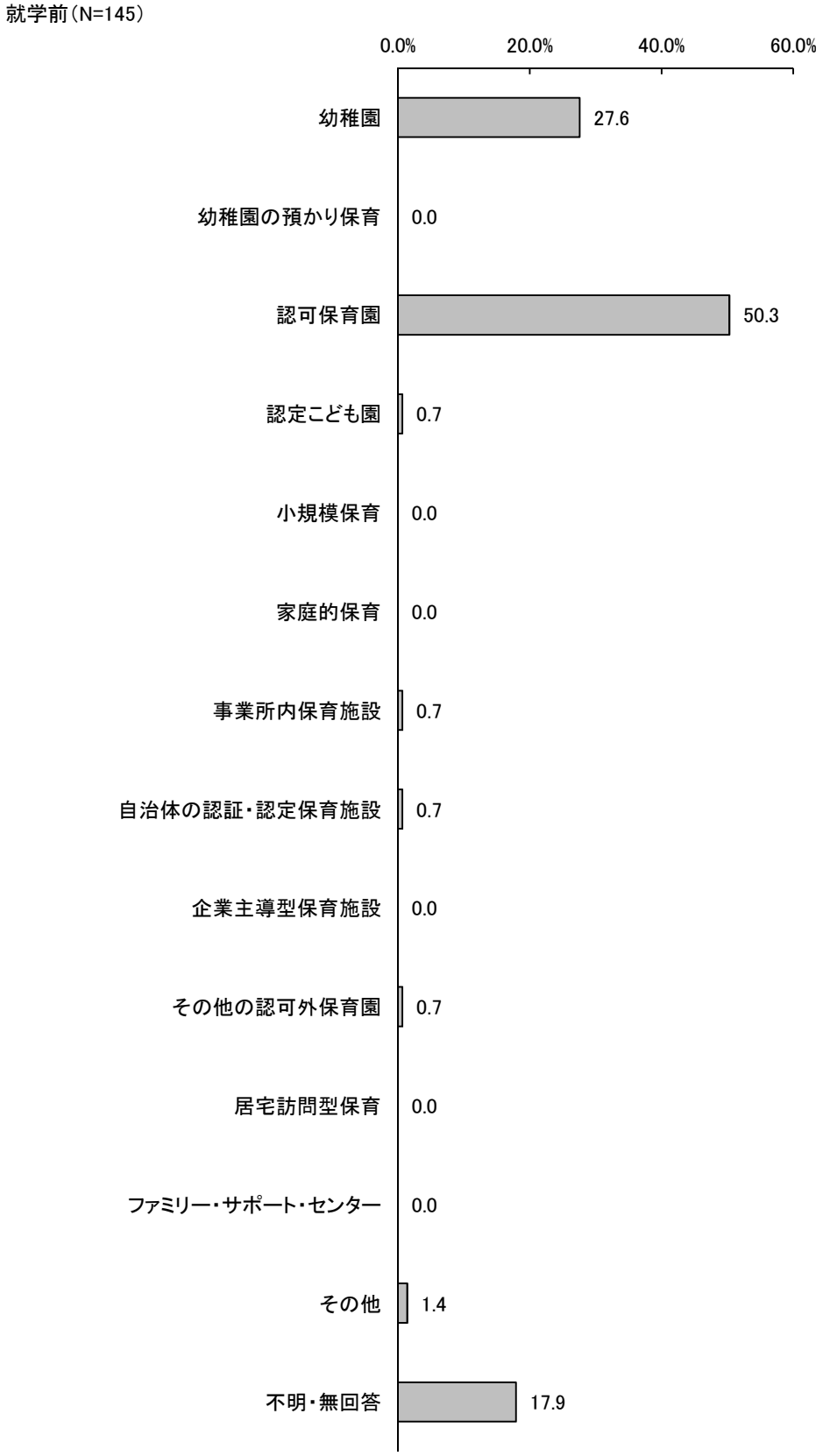

無償化された場合、今後利用したい教育・保育の事業

「認可保育園」が 66.9%と最も高く、次いで「幼稚園」が 45.5%、「幼稚園の預かり保育」が 28.9%となっています。

就学前（N=121）

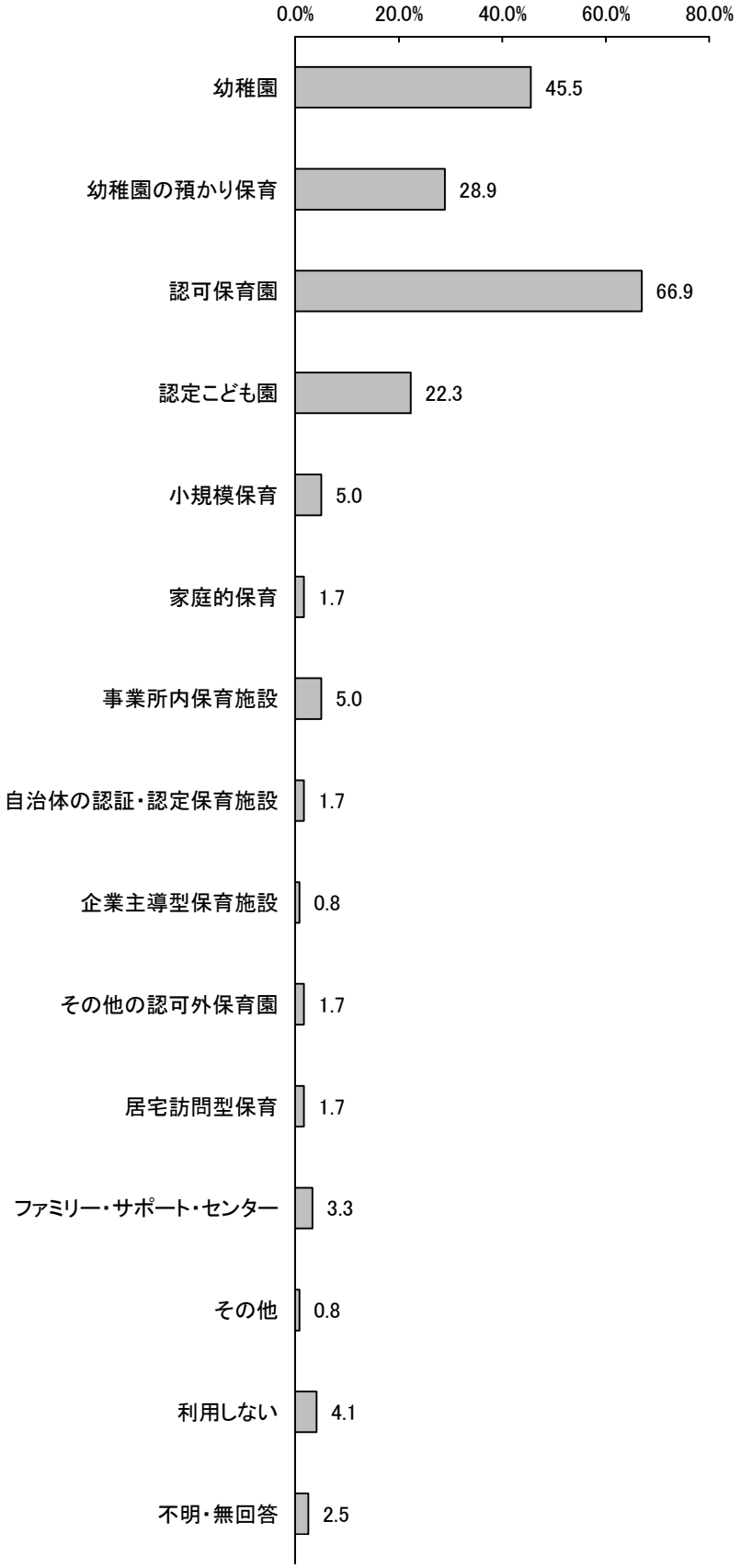

④放課後の過ごし方について

放課後に過ごしている場所（小・中学生）

「自宅」が 86.0%と最も高く、次いで「習い事や学習塾」が 34.5%、「祖父母宅や友人・知人宅」が 26.0%となっています。

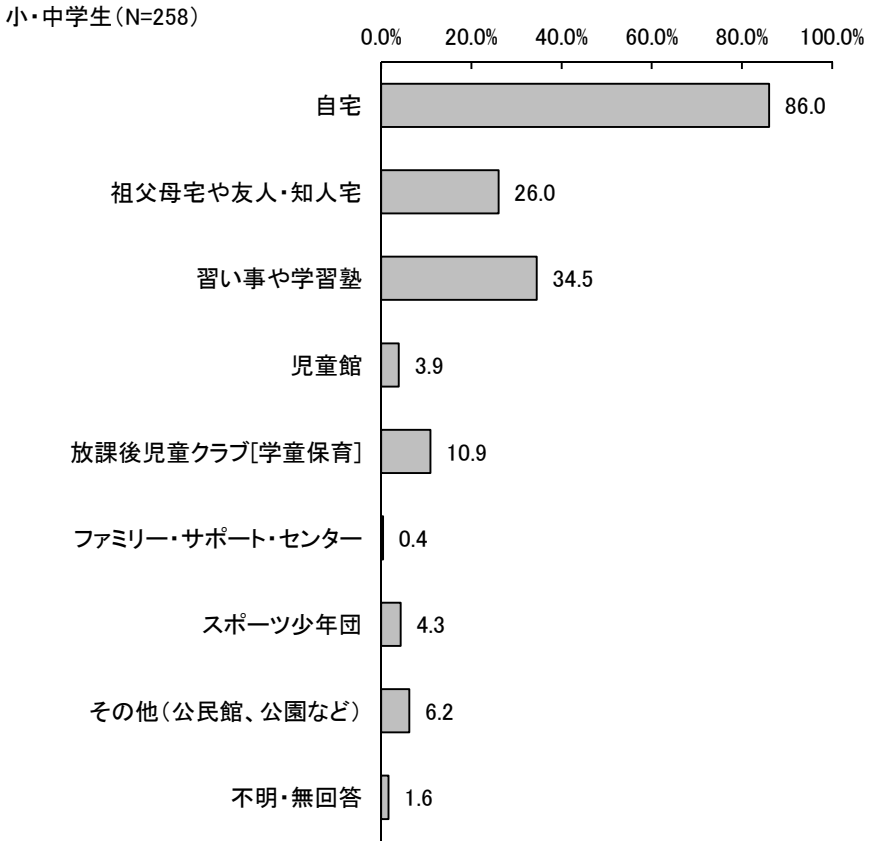

小学校の放課後の時間の過ごし方の希望（就学前）

【低学年】では「自宅」が 56.2%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ［学童保育］」が 39.7%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が 32.2%となっています。

【高学年】では「自宅」が 55.4%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が 39.7%、「放課後児童クラブ［学童保育］」が 31.4%となっています。

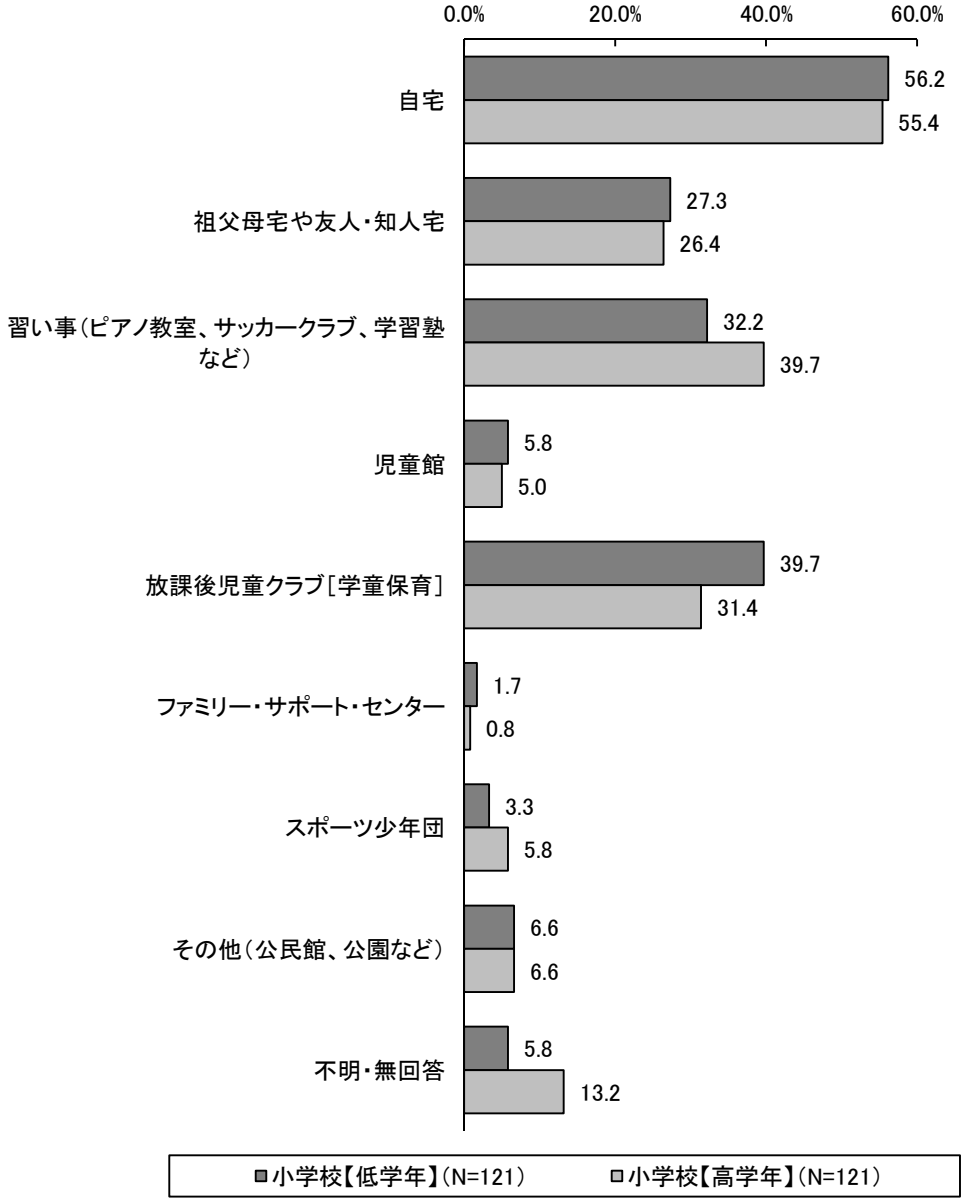

⑤職場の両立支援制度について

子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況

就学前の父親では「取得していない」が 85.1％と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」が 3.3％、「働いていなかった」が 0.8％となっています。

就学前の母親では「取得した（取得中である）」が 45.5％と最も高く、次いで「働いていなかった」が 39.7％、「取得していない」が 9.9％となっています。

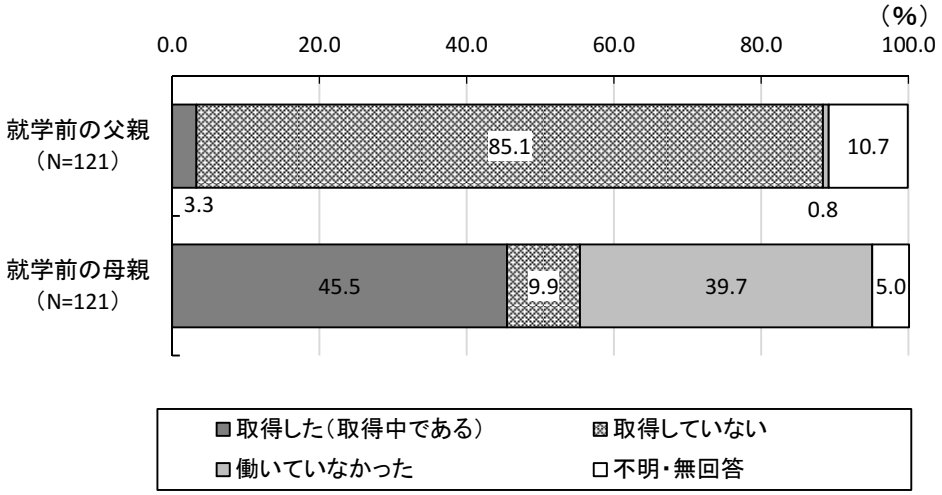

⑥子育て全般について

町の子育て支援の充実に向けて、基本にすべき考え方

就学前では「子どもの成長・発達を優先しつつ、親の就労に配慮した子育て支援を充実させる」が 57.9%と最も高く、次いで「親の就労を優先しつつ、子どもの成長・発達に配慮した子育て支援を充実させる」が 21.5%、「子どもの成長・発達を最優先に考えた子育て支援を充実させる」が 12.4%となっています。

小・中学生では「子どもの成長・発達を優先しつつ、親の就労に配慮した子育て支援を充実させる」が 52.6%と最も高く、次いで「親の就労を優先しつつ、子どもの成長・発達に配慮した子育て支援を充実させる」が 24.0%、「子どもの成長・発達を最優先に考えた子育て支援を充実させる」が 13.1%となっています。

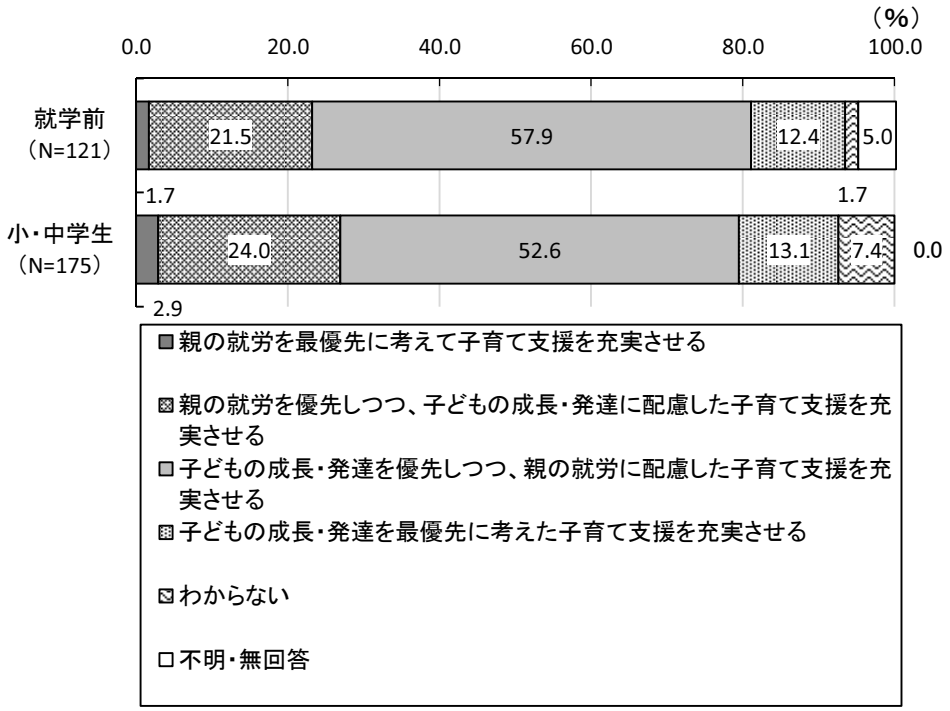

町の子育て支援について特に期待すること

就学前では「幼稚園や保育園にかかる費用を軽減してほしい」が 46.3%と最も高く、次いで「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場所、イベントの機会がほしい」が 38.8%、「地域の保育サービスを充実してほしい」が 34.7%となっています。

小・中学生では「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場所、イベントの機会がほしい」が 37.7%と最も高く、次いで「特にない」が 25.7%、「幼稚園や保育園にかかる費用を軽減してほしい」が 21.1%となっています。

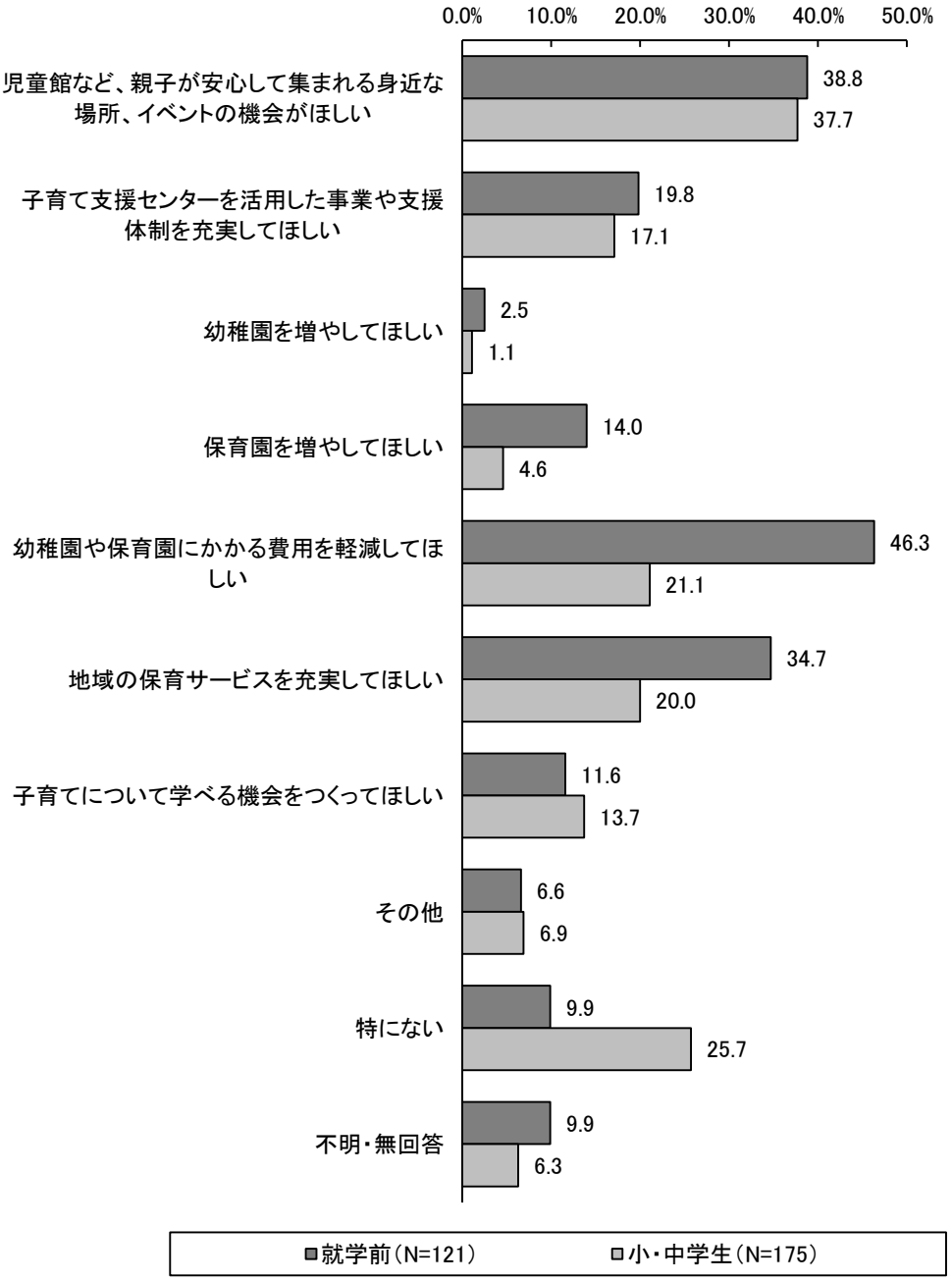

３．前回計画の評価

前回計画で設定した目標事業量に対する達成状況は以下のとおりです。

(1)教育・保育事業

■教育事業【1号認定（3～5歳）】　（人）

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値	量の見込み		138	129	121	124	135
		教育希望	51	48	45	46	50
		保育必要かつ強い教育希望	87	81	76	78	85
	確保の内容		138	129	121	124	135
実績値			124	121	102	86	87

教育事業【１号認定】での受け入れについて、保育ニーズが増加した影響により、見込み量を大幅に下回る結果となりました。

■保育事業【2号認定（3～5歳）】　（人）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値	量の見込み	119	112	105	106	116
	確保の内容	119	112	105	106	116
実績値		114	108	104	109	118

保育事業【２号認定】での受け入れについて、可能な限り多くの子どもを受け入れられるよう、受け入れ体制の整備に努めました。

■保育事業【3号認定（1・2歳児）】　（人）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値	量の見込み	60	68	68	67	65
	確保の内容	60	68	68	67	65
実績値		50	51	51	47	42

保育事業【３号認定（１・２歳児)】での受け入れについて、可能な限り多くの子どもを受け入れられるよう、受け入れ体制の整備に努めました。

■保育事業【3号認定（0歳児）】　（人）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値	量の見込み	15	15	14	14	14
	確保の内容	10	15	15	14	14
実績値		4	4	2	3	3

保育事業（３号認定(０歳児)）での受け入れについて、可能な限り多くの子どもを受け入れられるよう、受け入れ体制の整備に努めました。

（2）地域子ども・子育て支援事業

■利用者支援事業　（か所）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実施か所数	2	2	2	2	2
実績値	2	2	2	2	

利用者支援事業について、２か所で実施しました。

■地域子育て支援拠点事業　（人回／月、か所）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	347	372	366	360	356
実施か所数	1	1	1	1	1
実績値	911	731	726	677	

地域子育て支援拠点事業について、見込み量を大幅に上回る結果となりました。

■妊婦健康診査事業　（実人数／年）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値	量の見込み	75	74	72	71	71
	確保の内容	75	74	72	71	71
実績値		126	91	77	90	

妊婦健康診査事業について、見込み量を上回る結果となりました。

■乳児家庭全戸訪問事業　（実人数／年）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値	量の見込み	75	74	72	71	71
	確保の内容	75	74	72	71	71
実績値		61	53	65	58	

乳児家庭全戸訪問事業について、見込み量を下回る結果となりました。

■養育支援訪問事業等　（実人数／年）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値	量の見込み	27	27	27	27	27
	確保の内容	27	27	27	27	27
実績値		26	23	22	21	

養育支援訪問事業等について、おおむね見込みどおりの結果となりました。

■一時預かり事業

【幼稚園在園児対象】　（人日／年）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値	量の見込み	684	639	599	614	669
	確保の内容	342	639	599	614	669
実績値		0	0	0	0	0

一時預かり事業【幼稚園在園児対象】について、実施はありませんでした。

【幼稚園在園児以外の対象】　（人日／年）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値	量の見込み	149	159	157	154	153
	確保の内容	149	159	157	154	153
実績値		169	206	64	106	

一時預かり事業【幼稚園在園児以外の対象】について、平成 28 年度までは見込み量を上回り、平成 29 年度以降は大幅に下回る結果となりました。

■延長保育事業　（人日／年）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値	量の見込み	9	9	9	9	9
	確保の内容	9	9	9	9	9
実績値		18	23	32	21	

延長保育事業について、見込み量を大幅に上回る結果となりました。

■病児保育事業（病児・病後児保育）　（人日／年）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値	量の見込み	3	3	3	3	3
	確保の内容	3	3	3	3	3
実績値		3	0	1	0	

病児保育事業について、利用があった年度については、おおむね見込みどおりの結果となりましたが、利用がなかった年度もありました。

■子育て援助活動支援事業（就学児対象のファミリー・サポート・センター事業）

【低学年】　（人日／年）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値	量の見込み	2	3	3	3	3
	確保の内容	2	3	3	3	3
実績値		0	0	0	0	

子育て援助活動支援事業（低学年）での受け入れについて、利用実績はありませんでした。

【高学年】　（人日／年）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値	量の見込み	3	3	3	4	4
	確保の内容	3	3	3	4	4
実績値		0	0	0	0	

子育て援助活動支援事業（高学年）での受け入れについて、利用実績はありませんでした。

■放課後児童健全育成事業（学童保育事業）

【豊郷小学校区低学年】　（実人数／年）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値	量の見込み	40	42	46	44	41
	確保の内容	40	42	46	44	41
実績値		29	38	49	51	45

【豊郷小学校区高学年】　（実人数／年）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値	量の見込み	14	13	13	15	15
	確保の内容	14	13	13	15	15
実績値		7	8	12	15	19

放課後児童健全育成事業（学童保育事業）について、豊郷小学校区では低学年・高学年ともに、おおむね見込み量どおりの結果となりました。

【日栄小学校区低学年】　（実人数／年）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値	量の見込み	33	34	38	36	34
	確保の内容	33	34	38	36	34
実績値		32	43	46	46	51

【日栄小学校区高学年】　（実人数／年）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値	量の見込み	12	12	12	13	14
	確保の内容	12	12	12	13	14
実績値		10	19	15	17	11

放課後児童健全育成事業（学童保育事業）について、日栄小学校区では低学年において、見込み量を上回る結果となりました。高学年においては、おおむね見込み量どおりの結果となりました。

４．豊郷町の子育てにおける現状

これまでの、現状と前回計画の評価から見える、豊郷町の現状は以下のとおりです。

現状１　子育て世帯を取り巻く環境について

○ 国や県と比較すると３世代世帯の割合が高い一方で、年々世帯あたりの人員数は減っており、核家族化の進行が見受けられます。
○ 子どもの数が減っていく中で、保育園の利用者数は横ばいの状態を保っており、利用率としては年々上昇しています。このことから、保育ニーズが上がっていると考えられます。
○ 保育ニーズが上がる一方で、保育園や幼稚園の質の向上を求める声も多くなっています。
○ 地域のつながりの希薄化や核家族世帯の増加などの理由から、子育て家庭の孤立化が進んでいます。

現状２　仕事と子育ての両立について

○ 女性の労働力率が高くなっており、働く女性の割合が増加しています。そのため、子どもと一緒に過ごす時間を確保できないと感じる家庭の割合も増加しています。
○ 共働き家庭が多くなっている背景に、経済的な余裕がないため共働きをしていることがあり、それに伴い経済的な支援や助成を望む声が多くなっています。

現状３　子育て支援体制について

○ 豊郷町を子育てのしやすい町として感じている住民の割合が高く、豊郷町の子育て支援施策に対する住民の満足度は高いといえます。しかし、子育て家庭が抱える問題は多様化しており、きめ細かな支援が求められています。
○ 交通安全対策など、子どもが安心・安全に暮らせる環境を求める声が多くなっています。
○ 子育て家庭の核家族化により、困りごとや問題を抱えていても、相談できない人が増えています。

第３章　計画の基本方針

１．子ども・子育てビジョン（基本理念）

本町ではこれまで、子どもを「豊郷の風土と歴史と未来を託すまちの宝」と位置づけた上で、町全体の責務として子どもの健やかで伸びやかな成長を支援することを理念に、次世代育成支援を進めてきました。この理念は、子ども・子育て支援法の趣旨である「一人ひとりが個性ある存在として認められ、自己肯定感（自分という存在自体に、かけがえのない価値があると自覚すること）を持って育まれることが可能となる環境を社会全体で整備すること」、そして「地域や社会が保護者に寄り添いながら、親としての成長を支援すること」に合致するものであり、「豊郷町子ども・子育て陽だまりプラン（新・次世代育成支援行動計画および子ども・子育て支援事業計画）」においても、継承していくものとしていました。また、本町の大きな魅力である「子育てに喜びや楽しみを感じるまち」であり続ける決意を込めて、『子どもがたくましく育ち、親が子育てに喜びを感じるまち』を副題としていました。

このように次世代育成支援事業時から継続して理念を掲げていることから、本計画においても、この理念を継承し、基本理念に基づいた子育て支援を推進していくものとします。

【基本理念】

子ども・子育て　陽だまりのまち　豊郷

～子どもがたくましく育ち、親が子育てに喜びを感じるまち～

２．計画の基本目標

本町の理念の実現に向けて、3つの基本目標を設定します。

目標１　子どもの成長を支える家庭・地域・学校の充実

○ 本町の社会環境を活かしながら、子どもが自己肯定感を持って成長し、社会的に自立することを促す環境の向上を、家庭・地域・学校を中心に積極的に推進します。

○ 親自身が子育ての大切さを認識し、子育てを通して親自身も成長することを目指す意識の醸成を図ります。

目標２　家庭と仕事の両立、子育て支援の充実

○ 就労形態が多様化する中で、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の機運を高め、子育て環境の向上を目指します。

○ 共働き家庭だけでなく、すべての家庭を支え、保護者が安心して子育てができる支援の充実を図ります。

目標３　安心して子育てできる社会環境づくり

○ 子ども一人ひとりの人権が尊重され、国籍、性別、障がい、家庭の状況などにより差別されることや、不利益を被ることなく、それぞれの個性と能力が活かされるよう、子どもの権利と利益を最大限に尊重する視点に立った施策の展開を図ります。

○ すべての子どもが健やかに成長するために、専門性の高い関係機関の一層の協力を得ながら、町全体で子ども自身と子育て家庭を応援する取り組みの充実を図ります。

3．施策体系

基本理念
子ども・子育て 陽だまりのまち 豊郷 ～子どもがたくましく育ち、親が子育てに喜びを感じるまち～

基本目標		基本施策
目標1	子どもの成長を支える 家庭・地域・学校の充実	1-1 家庭の子育て力の向上 1-2 地域の子育て力の向上 1-3 教育・学習の充実 1-4 子育て交流とネットワーク化の促進
目標2	家庭と仕事の両立、 子育て支援の充実	2-1 子育てにかかる男女共同参画社会の推進 2-2 子どものための支援の充実
目標3	安心して子育てできる 社会環境づくり	3-1 子育て相談・支援体制の充実 3-2 母子保健および医療の充実 3-3 障がい児およびひとり親家庭への支援充実 3-4 子どもと子育て家庭が安心して暮らす環境の充実 3-5 子どもの人権尊重と児童虐待防止ネットワークの充実
共通目標	子ども・子育て 支援事業計画	1 子ども・子育て支援事業の概要 2 教育・保育提供区域の設定 3 教育・保育施設の量の見込みおよび確保の方策 4 地域子ども・子育て支援事業の提供 5 教育・保育の一体的提供の推進

第４章　次世代育成支援行動計画

目標１　子どもの成長を支える家庭・地域・学校の充実

１－１　家庭の子育て力の向上

【現状･課題】

○ 父母（もしくは保護者）が子育てについての第一義的責任を有することは、法律で定めるまでもない原則であり、人格形成の基礎が培われる乳児期から幼児期にかけては、家庭の役割が特に重要になります。

○ 本町では、子育て講演会や祖父母参観などの実施を通して、家庭教育の啓蒙充実に取り組んでいます。

○ アンケート調査結果からは、家庭で行うべき教育として「思いやりや他人を大切にする心を育てる」「社会のマナーやルールを教える」「規則正しい生活習慣、食生活を身につけさせる」という回答が多く挙げられています。

○ 平成30年度から「子育て世代包括支援センター」業務を開始し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の提供体制の構築を目指しています。

○ 近年では、子育ての原則や家庭の役割に関する正しい知識を学ぶことの重要性が高まっているといえます。

○ 保護者の意向も踏まえながら、今後も、保育園・幼稚園・小学校とも連携しつつ、保護者が家庭の責任や役割についてより深い理解を得られるよう取り組むことが必要です。

【推進施策】

① 家庭の子育て力の向上

施策･事業	所管	区分	概要
家庭教育講座の拡充	保育園 幼稚園	継続	子育て講演会や祖父母参観などの実施を通して、家庭教育の啓蒙充実を図ります。

１－２　地域の子育て力の向上

【現状・課題】

○ 子育てのしやすさについて、アンケート調査結果からは地域の現状に対して多くの保護者が満足していると回答しています。この結果は、これまでのあいさつ運動や地域行事などを通じて展開してきた多世代交流活動の成果といえます。

○ 保護者と教職員とのコミュニケーションの機会を増やしたことで、親同士の深まり、学校との関係性も良くなり、協力して子どもを育てることができています。

○ アンケート調査結果からは、子どもと地域の大人が関わりを持つきっかけとして、最良な方法は「自治会や町内会などが開催する行事」や「学校行事や部活動」、あるいは「地域の子どもに関わる活動」という回答が多く挙げられており、それらの地域活動によって子どもと地域の大人の交流が活発になることを期待しています。

○ 近所や地域に望む事項として、アンケート調査結果からは「子どもが危険な目に遭いそうなときは手助けや保護をしてほしい」や「子どもが良くないことをしているのを見かけたときは、注意してほしい」という回答が多く挙げられています。

○ 今後、子どもと関わる地域の人材確保に努めていく必要があります。

○ 少子化の中で、子どもの社会性と創造性を育む機会として、地域活動や保育園・幼稚園・小学校などを舞台にした遊びや体験活動をする場を広げていくことが重要になります。こうした地域の活動を通じて、大人が積極的に地域の子どもに関わっていく地域の形成が期待されています。

○ 子育て世代を対象にした、子育てに関する講座や講演などの実施が求められています。

【推進施策】

① 近所の子どもと大人の関係づくりの促進

施策・事業	所管	区分	概要
子ども会活動・PTA 活動の推進	保育園 幼稚園 学校	継続	イベントや保育参観などにおいて保護者と園の交流を深め、教養を高めるとともに、園と家庭との連携を密にし、保育の充実を図ります（保育園）。 PTA 会員全員が部会にわかれ、年間を通して活動し、保護者交流の場ともなるように活動の推進を図ります（幼稚園）。 保護者と教職員とのコミュニケーションの機会を増やして、子どもの健全な育成に努めます（学校）。
自治会単位で、地域の子どもを知る機会づくり	教育委員会 社会教育課	継続	春・秋の花づくりコンクールを開催します（花づくりを通して共同作業を行う）。

② 子どもを交えた地域交流活動の促進

施策・事業	所管	区分	概要
プレイリーダーの養成	教育委員会 社会教育課	継続	共同生活を送ることによって技能や自立心を高めるため、豊郷町通学合宿を実施します。
青少年健全育成事業の推進	教育委員会 社会教育課	継続	豊郷町青少年育成町民会議において青少年育成の推進およびパトロールを実施します。また、青少年育成大会における講演会および街頭での啓発活動に取り組みます。
「あいさつ運動」の展開	教育委員会 社会教育課	継続	あいさつ・声かけ運動標語の募集および表彰を行います。
多世代による交流活動の充実	保育園 幼稚園	継続	老人会と保育園・幼稚園との交流活動を実施し、体験的な学習を通して、祖父母世代と子どもたちとの交流を図ることができるプログラムの工夫に努めます。

③ まちづくりに子どもが活躍できる機会の充実

施策・事業	所管	区分	概要
「中学生議会」の充実	教育委員会 総務課 企画振興課	継続	中学生が、自分たちのふるさとに関心と愛着を持ち、自分自身の意識の高揚とまちづくりへの参加意欲を高めるため、子どもの意思表明権実現の機会を提供する中学生議会の充実に努めます。
地域行事への子どもの参画促進	教育委員会 社会教育課	継続	子ども会活動や分館を通じ、地域の行事への参加を促進します。

１－３　教育・学習の充実

【現状･課題】

○ アンケート調査結果の中で、本町の子育て支援の取り組みに関する満足度については、満足の割合（満足している＋どちらかといえば満足している）が、『教育・学習の充実』で5割、『給食費の無償化』で９割を超えており、高い満足度となっています。

○ 本町の恵まれている自然環境を活かし、児童生徒が主役となる体験・交流型活動を重視しながら、「生命」の尊さや「食」の大切さを通じて、豊かな感性を養うことを目指した学校教育を実施しています。

○ 学校での通級指導教室などの充実や関係機関の連携が必要です。

○ 今後も、次代の担い手となる子どもたちが健やかに育ち、社会を生き抜く力を養成する学校教育の充実が求められます。

【推進施策】

① 体験・交流型活動を中心とした教育の充実

施策･事業	所管	区分	概要
子ども同士の交流活動の充実	保育園 幼稚園 学校 隣保館	継続	行事を通した子ども同士の交流、町内５歳児交流をはじめ、保幼小の交流により豊かな人間性を育みます。 校・園内における縦割り集団活動や、町内保幼における５歳児交流、小学校の小３交流、保幼小の交流の充実に努めます。
自然体験活動の推進	教育委員会 社会教育課	継続	「とよっ子探検隊」（小４、５、６年）、「さとっこふれあい教室」（小 1、2、3 年）を開催します。
就労観、社会観の育成	教育委員会 学校教育課 学校	継続	地域の企業などにおける職場体験の充実を図るとともに、子どもたちが、将来、社会的・職業的に自立できるよう、キャリア教育の充実に努めます。
生命観・子育て観の育成と人権教育の充実	学校	継続	児童の人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、道徳教育推進教員を中心に全教員が協力して道徳教育を展開します。
郷土愛の育成	教育委員会 社会教育課	継続	小・中学校において文化財を活用した学習を開催します。
スポーツ活動の推進	教育委員会 保健体育課	継続	スポーツ協会などと連携して各種スポーツ活動を実施します。

② 学校保健・体育の充実

施策･事業	所管	区分	概要
健やかでたくましい心とからだづくりの推進	教育委員会 学校教育課 学校	継続	生涯にわたって運動に親しむ資質や態度を育て、明るく豊かな生活を営む態度の育成に努めます。
子どもの悩み相談の充実	教育委員会 学校教育課 中学校	継続	生活アンケートや教育相談の実施およびスクールカウンセラーなどの指導により、子どもに寄り添った指導の充実に努めます。
学校給食などを通じた「食育」の推進	保育園 幼稚園 学校	継続	生涯を通じた健全な食生活の実現のため、食に関する知識と食を選択する判断力を身につける学習の充実に努めます。 年齢別の食育計画をもとに、「食」への関心、意欲、感謝の気持ちが培われるように食育活動を推進します。 また、豊郷町で作られた農作物や特産物を実際に食べることで、地産地消の大切さを学ぶ機会を提供します。
学校保健における喫煙防止教育、飲酒、薬物乱用防止などに関する啓発の充実	学校	継続	保健分野等におけるゲストティーチャーなどからの指導において、健康な生活と疾病の予防について理解を深めることができるように努めます。

③ 図書館活動などの充実

施策･事業	所管	区分	概要
「おはなし会」の充実	図書館	継続	乳幼児から小学校低学年を対象におはなし会を実施します。子どもえいが会、人形劇、工作教室など図書館事業の充実を図ります。
図書館と学校図書館の本の交流	図書館	継続	保育園・幼稚園・学校、子育て支援センターへの図書資料の団体貸出配本を実施します。 保育園・幼稚園・学校への出前おはなし会を実施します。 学校図書館機能のサポートを行います。
住民や地域団体との連携	図書館	継続	図書館だよりを発行し、図書資料の紹介を実施します。 ボランティアによる子ども会などへの出前おはなし会を実施します。

施策・事業	所管	区分	概要
健診時の絵本の読み聞かせの実施	図書館 教育委員会 社会教育課	継続	乳幼児健診時の読み聞かせ活動の支援を実施します。また、ボランティアの協力を得ながら、健診時に図書館の本を紹介する取り組みを行います。

④　若年失業者などの対策の充実

施策・事業	所管	区分	概要
若年失業者、フリーター、ニート対策の充実	産業振興課 隣保館	継続	若年失業者、フリーター、ニートの人の希望に沿った就業の支援に努めるとともに、地域総合センター、職業安定所と連携を図りながら、支援策の充実および制度の周知に努めます。

１－４　子育て交流とネットワーク化の促進

【現状・課題】

○ 本町の子育て支援センターを拠点に子育て家庭の交流を図っています。

○ アンケート調査結果の中で、保護者から「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場所、イベントの機会」への高い期待があります。

○ 近年、子どもが事件に巻き込まれる事例もあるため、安心・安全な遊び場所の確保が求められています。

○ 今後は、家庭で子育てをしている保護者が孤立しないためにも、気軽に交流できる機会を増やし、また、子どもたちが地域で安心・安全に遊べる場所や機会を増やしていくことが重要になっています。

【推進施策】

① 子育て交流活動などへの支援拡充

施策・事業	所管	区分	概要
子育て家庭の気軽な集いと交流の場の充実	教育委員会 総務課	継続	子育て支援センターを核として、子育て家庭の交流の場を拡充します。
子育て支援センターの強化	教育委員会 総務課	継続	未就学児を子育て中の親子に対して、子育てひろばの企画実施、場の提供、相談・支援、各種教室の開催、情報発信（支援センターだより・予定表・広報など）を実施します。

② 地域の遊び場づくりの充実

施策・事業	所管	区分	概要
園庭開放、校庭開放の充実	幼稚園 学校	継続	地域の各種スポーツクラブなどの充実した活動のために、各校・幼稚園のグラウンドなどの施設開放に努めます。児童や保護者相互が交流できる安心安全な遊び場を提供します。
夏休み、冬休みの公民館各分館の開放	教育委員会 社会教育課	継続	各字が主体となって実施される、青少年が健やかに育つ家庭づくりへの取り組みを支援します。
公民館など集会施設の利用促進	教育委員会 社会教育課	継続	草の根広場活動の各字の取り組みを支援します。
ふれあいコンサートの実施	保育園 幼稚園 教育委員会 総務課	継続	町内の乳幼児が、一堂に会して本物の音楽や劇などを鑑賞することにより、情操教育を推進します。

施策･事業	所管	区分	概要
自然を利用した子どもの遊び場の促進	教育委員会 社会教育課	継続	各字で行われる、自然を利用した近隣施設での幅広い遊びを応援します。
隣保館の開放	人権政策課 隣保館	継続	小学生を対象に、生活リズムがくずれやすい長期休暇期間中、生活リズムを整えることを目的として隣保館を開放します。宿題などの自主学習や自由遊びなど子どもたちが主体的に行動し、楽しく過ごすことができる環境を整備します。
子ども食堂への支援	保健福祉課	継続	町内で実施されている子ども食堂の設置・運営を支援します。

目標２　家庭と仕事の両立、子育て支援の充実

２－１　子育てにかかる男女共同参画社会の推進

【現状･課題】

○ 仕事を持つ女性にとって家事や育児との両立が大きな負担になったり、子どもとの時間が十分にとれないことなどから、様々な問題が生じるケースがあります。

○ 本町でもこれまでに、町広報誌による啓発をはじめ、「男女共同参画料理教室」、ハローワークと連携した女性の就労支援などを実施し、男女共同参画社会の推進に努めています。

○ アンケート調査結果の中で、育児休業の取得は母親の取得する割合は高いですが、父親は1割にも満たない状態であり、育児は母親が中心である実態が続いています。また、就学前児童の保護者の半数は「自分の時間が十分にもてない」ことに悩みや不安を感じています。

○ 働き方や子育てに対する意識はすぐには変わりません。だからこそ、町全体で育児休業制度や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及を積極的に進め、男女がともに仕事と家庭の責任を両立しながら、自分らしい生き方を選択できる社会にしていく取り組みが必要となっています。

○ 事業主に向けて、育児休業・介護休業取得の促進、再雇用制度の導入、労働時間短縮などの普及・啓発の取り組みを行い、働きやすい職場環境の充実を図ることも必要です。

【推進施策】

① 子育てにかかる男女共同参画社会の推進

施策･事業	所管	区分	概要
男女共同参画についての知識の普及と意識啓発の充実	人権政策課	継続	男女共同参画意識の醸成を図るため、啓発物品の配布などを実施します。また、男性の育児休業の取得や子育てに関することなどの具体的な知識の普及に努めます。
家事、育児・介護などへの男性参画の促進	人権政策課	継続	男女共同参画料理教室を実施し、男性の参加を促す取り組みを検討します。また、町広報紙などを通じて、啓発を実施します。
自治会や各種団体の取り組みの支援	教育委員会 社会教育課	拡充	教育文化の向上を図るとともに、社会教育指導員による指導・助言を行います。

２－２　子どものための支援の充実

【現状･課題】

○ 令和元年度現在、町内では幼稚園1か所、保育園2か所において、就学前児童の教育・保育を実施しています。

○ より良い教育・保育を提供するために、アレルギーを持つ児童への除去食の提供、幼稚園・保育園職員の年齢や経験に応じた研修の実施、学童保育の指導員の研修派遣などにも取り組んでいます。また、職員間の情報共有に努めています。

○ 本町の放課後児童クラブは、小学1年生から６年生を対象に、平日、土曜日（月１回）、学校の長期休業期間（夏休み・冬休み・春休み）において、各小学校で実施しています。それぞれに指導員を配置しており、指導員の研修派遣などにも取り組んでいます。

○ 安心して子育てができるよう、18歳までの医療費助成、入学助成金および給食無償化など各種手当や費用の助成による保護者の負担軽減を図っています。

○ 本町では、町立保育園での一時預かり、湖東定住自立圏でのファミリー・サポート・センターの実施などに取り組んでいます。

【推進施策】

① 子ども・子育て支援事業の実施

施策･事業	所管	区分	概要
特定教育・保育施設の計画的な提供	保健福祉課 教育委員会 総務課	継続	年次計画に基づき、計画的な提供を図ります。 また、引き続き現状を把握し、必要性について検討します。
地域子ども・子育て支援事業の計画的な提供	教育委員会 総務課 保健福祉課 医療保険課	継続	年次計画に基づき、保護者の意向を考慮した計画的な提供を図ります。 教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう利用者支援事業を「基本型」「特定型」「母子保健型」の３つの型で取り組んでおり、町内３か所で実施しています。
休業中の保護者に対する情報提供の実施、産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設などの円滑な利用の確保	教育委員会 総務課	継続	子ども・子育て支援法に基づき、産休・育休中の保護者の保育希望を把握するとともに、健診などの機会を通じて、保育サービスの情報提供を行います。また、復職後の入所希望者の申込みも受けつけ、女性活躍の一端を担います。

施策･事業	所管	区分	概要
放課後児童クラブの充実	教育委員会 総務課	継続	高学年の実施に伴う施設・設備の改善の検討と、低学年・高学年に配慮した活動内容や運営プログラムの創意工夫などに向けて、小学校とも連携を図りながら、適切な改善を進めます。また、障がい児への対応については、研修機会の確保に努め、障がい児の個別対応をケース会議で情報を共有するなど適切な運営と併せ、小学校との連携を強化します。
ファミリー・サポート・センター事業	保健福祉課	継続	育児の援助を行う援助会員と育児の援助を受けたい依頼会員をファミリー・サポート・センターがつなぎ、子育てを支援します。

② 子ども・子育て支援事業運営の充実

施策･事業	所管	区分	概要
職員・教員の資質向上と 人的配置の充実	教育委員会 総務課	継続	各種研修への積極的な参加の呼びかけや、保育士確保に向け創設した事業において、人員の充実に努めます。
保育園保護者会や幼稚園 PTA 活動の促進	保育園 幼稚園	継続	様々な取り組みを通して、保護者の交流の場となるように活動の促進を図ります。研修会や交流会を開催する中で保護者間相互の交流を深め教養を高めます。
教育・保育施設などにおける アレルギーや障がい児への 対応強化	保育園 幼稚園	継続	個別指導計画に基づき、家庭、園と連携を図りながら対応し、また個別支援計画がしっかり学校に繋がるように努めます。一人ひとりを大切にきめの細かい対応の充実を図り、職員会議などを通じて職員間での共通理解に努めます。
施設設備の計画的な維持 管理、更新	保健福祉課 教育委員会 総務課	拡充	施設の現状を把握し、適切な施設管理に努め、今後のニーズ量を踏まえた施設の更新を進めます。また、長寿命化計画を策定し、これに基づいた施設更新の検討を行います。
民間の保育園の耐震化	保健福祉課 教育委員会 総務課	継続	民間保育園の耐震診断に対する支援および診断結果を踏まえ、計画的な施設整備に対する支援を行います。

施策･事業	所管	区分	概要
放課後児童クラブ指導員の資質向上と人的配置の充実	教育委員会 総務課	継続	各種研修への積極的な参加の呼びかけや必要な職員数の確保のための柔軟な雇用に取り組みます。

③　各種手当・費用助成の支給

施策･事業	所管	区分	概要
児童手当支給事業	保健福祉課	継続	子育て家庭における生活の安定と児童の健全な育成を図るため、児童を養育する人に手当を支給します。
児童扶養手当支給事業	保健福祉課	継続	父母の婚姻解消などにより、父または母と生計を同じくしていない児童の父または母などが、その児童を監護・養護している場合、その父、母または養育者に手当を支給します。
小・中学校の就学援助	教育委員会 学校教育課	継続	経済的理由により、就学困難な学齢児童生徒に対して必要な援助を行います。
乳幼児（子ども）医療費助成事業	保健福祉課	継続	乳幼児から高校生世代までの医療費の助成を行うことにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、安心して子育てできる環境づくりを行います。
ひとり親家庭医療費助成事業	保健福祉課	継続	医療費の助成を行うことにより、ひとり親家庭の保護者の経済的負担の軽減を図り、安心して子育てできる環境づくりを行います。
障害者医療費助成事業	保健福祉課	継続	医療費の助成を行うことにより、障がいのある人の経済的負担の軽減を図り、安心して子育てできる環境づくりを行います。
小・中学校入学助成金支給事業	教育委員会 総務課	継続	子育て世帯の経済的負担を軽減し、若者世代の定住促進に資するものとして、小・中学校に入学する際に、保護者に支給するもので、制度の普及に努めます。
小・中学校の学校給食費無償化	教育委員会 総務課	継続	子育て世帯の経済的負担を軽減し、若者世代の定住促進に資するものとして、義務教育期間の学校給食費を無償化します。

施策・事業	所管	区分	概要
乳児生活応援助成金	医療保険課	継続	乳児期の子育てにかかる経済的負担を軽減し、少子化対策・若者世代の定住促進および子育て支援を目的に、乳児を養育する保護者に対しておむつ等の購入費用の一部を助成します。

目標３　安心して子育てできる社会環境づくり

３－１　子育て相談・支援体制の充実

【現状･課題】

○ 子どもと子育てに関わる相談は、子どもの成長段階や子育て家庭の置かれた状況によって継続支援する必要があります。

○ アンケート調査結果の中で、子育て相談・支援体制の満足度が約4割となっていることから、相談機関のさらなる周知に取り組む必要があります。

○ 本町では、保健福祉課、医療保険課、教育委員会総務課、子育て支援センター、幼稚園・保育園・学校、民生委員児童委員などで相談を受けつけており、必要に応じて専門機関などへの支援につなげています。定期健診や乳児訪問でも相談支援を実施しています。

○ 今後は、わかりやすい子育て支援情報の提供と、利用できる支援内容の十分な周知、多様な相談に対応する専門機関との連携強化、そして孤立しがちな保護者を早期に把握し、支援につなげる取り組みの充実が重要になります。

【推進施策】

① 情報提供の充実

施策･事業	所管	区分	概要
広報の充実など、情報の利用のしやすさの改善	企画振興課	継続	毎月定例広報紙の発行、点字版および音声テープ版の同時発行、町ホームページによる発信などにより、子育て相談・支援体制の情報の周知に取り組みます。より利用しやすいようにアプリを導入しています。 【広報物例】 広報「とよさと」毎月第２金曜日発行 毎月発行（定例号） ５・１ 月発行（特別号） お金の使いみち（特集号） 中学生議会だより（別冊）
住民との協働による、子育てに関する情報誌やマップの作成・更新	企画振興課	継続	作成した「移住のススメ」の子育て安心マップおよび暮らしの便利帳の保育園などの概要の活用に取り組み、さらなる内容の充実を図ります。
休業中の保護者に対する情報提供の充実	教育委員会総務課	継続	保護者の育休明けの復職などによる年度途中からの保育園入園申込みなど保護者の意向に沿った入園調整を行うとともに、情報の周知に取り組みます。

② 相談支援体制の充実

施策・事業	所管	区分	概要
総合窓口の充実強化	保健福祉課 医療保険課 教育委員会 総務課	継続	０～15 歳までの総合窓口と他機関や専門職の連携の検討に取り組みます。また、必要に応じて、子育て支援センターやスクールカウンセラーが対応します。
家庭内の暴力についての相談支援の充実	保健福祉課 人権政策課	継続	個人のプライバシーに配慮した相談しやすい環境を構築し、個々のケースに合わせ各関係機関との連携を充実します。
子育て世代包括支援センターと子育て支援センターの連携	医療保険課 教育委員会 総務課	継続	相談者のニーズに合った支援や、地域全体での支援体制構築のため、子育て世代包括支援センターと子育て支援センターの連携を充実します。

３－２　母子保健および医療の充実

【現状・課題】

○ 本町では、湖東医療圏（彦根愛知犬上１市４町と１病院）による小児二次救急受け入れと休日急病診療所の設置を行っており、小児救急医療体制を構築しています。

○ 平成30年度から業務を開始した「子育て世代包括支援センター」では、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制の構築に取り組んでいます。

○ 妊婦健康診査や定期予防接種および乳幼児健康診査、乳児家庭全戸訪問事業の実施など、母親が安心して子育てできるよう支援しています。また、令和元年度から新生児聴覚検査についても費用助成を開始しています。

○ 今後も子どもの健康や発達を継続的に見守る体制の強化、母親の育児不安や孤立感をできる限り早期に解消する取り組みがより重要になります。

○ 不妊治療の経済的負担を軽減するため、人工授精や体外受精、顕微授精の治療を受けている人などを対象に助成金を交付しています。令和元年度から、男性不妊治療や不育症治療に対する助成を開始しました。

○ 母子保健は、21世紀における母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」に基づきながら、事業を実施しています。各事業の際には、情報提供や相談も同時に行い、保護者の不安を早期に把握するよう努めています。

【推進施策】

① 母子保健および医療の充実

施策・事業	所管	区分	概要
母親の産前産後の心とからだの健康づくりの支援	医療保険課	継続	母子健康手帳の交付、妊婦健康診査、妊産婦訪問指導を実施します。母子健康手帳交付時にはできる限り保健師と面談することで、妊娠期～出産後の支援につなげます。 平成 30 年度から業務を開始した「子育て世代包括支援センター」において、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制の構築を目指します。
乳幼児健康診査の実施	医療保険課	継続	4 か月・10 か月・1 歳 6 か月・2 歳 6 か月・3 歳 6 か月健診を実施します。保護者に寄り添いながら、子どもの発育・発達を支援します。

施策･事業	所管	区分	概要
母子保健事業における相談・指導の充実	医療保険課	継続	乳幼児相談等の相談事業を実施し、健診後のフォローだけでなく、子どもの成長や子育てについて、保護者の気持ちに寄り添い、気軽に相談できる場となるよう努めます。また必要に応じて関係機関と連携し対応します。
離乳食教室の実施	医療保険課	継続	４か月・10か月健診時の離乳食指導、乳幼児健康相談・栄養相談での個別指導を実施します。
定期予防接種の実施	医療保険課	継続	定期予防接種について、適切に接種できるよう、新生児訪問・乳幼児健診などの機会を活用し、接種勧奨を行います。
歯科保健の推進	医療保険課	継続	乳幼児健診時の歯科指導や校園フッ化物洗口事業実施など、保育園・幼稚園・学校との連携を図り、子ども自身が自分の歯を大切にしていけるよう歯科保健指導を継続します。
親子遊び・子育て仲間づくりの促進	医療保険課	継続	親子教室（すくすく・きらきら教室）を実施します。 子育て支援センターと連携し、４か月健診時に子育て支援センターの紹介・参加勧奨を行います。また、就園後も連携した支援に取り組みます。
妊婦健康診査の実施	医療保険課	継続	母子健康手帳交付時に基本健康診査受診券・各種検査受診券を交付し、必要な健診・検査についてはおおむね無料で受診できるよう事業を実施します。
乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん事業）	医療保険課	継続	出生時すべての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供ならびに、乳児およびその保護者の状況や養育環境を把握し、養育についての相談・援助を実施します。
養育支援訪問事業	医療保険課	継続	養育支援が特に必要と認められる家庭に対し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を実施します。

施策･事業	所管	区分	概要
乳幼児期における発達支援の充実	教育委員会 学校教育課 保健福祉課 医療保険課	継続	乳幼児健診等において、言語や社会性などの精神発達面の課題が見受けられる子どもについて、相談指導事業等を通して子どもや保護者への支援を行います。また必要に応じて保健師や園・学校などが関係機関と連携を図りつつ支援を継続します。
療育相談の実施	医療保険課	継続	乳幼児健診などで精密検査が必要な場合、地域の専門医療機関や「滋賀県小児保健医療センター精密健康診査事業」において対応します。

３－３　障がい児およびひとり親家庭への支援充実

【現状・課題】

○ 「豊郷町障害者基本計画」に基づき、障がい児の支援と、障がい児を養育する家庭への支援を行っています。乳幼児期においては，乳幼児健診などで精密検査が必要な場合、地域の専門医療機関や「滋賀県小児保健医療センター精密健康診査事業」で対応しています。

○ 本町の幼稚園と保育園では障がい児を受け入れており、小・中学校では個々に応じた特別支援教育を行っています。また、就園・就学時には教育相談を実施しています。

○ ひとり親家庭の生活を支援するための児童扶養手当、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金制度の案内や生活相談を実施しています。また、経済的な自立を支援するため、隣保館の職業安定協力員や滋賀マザーズジョブステーションと連携した就労相談や母子優先の職業訓練の案内なども実施しています。

○ 今後は、障がい児への支援を継続するとともに、全国的に増加している、発達などへの支援を必要とする子どもを早期に把握し、早い時期から適切な支援の充実を図る必要があります。

○ 厳しい環境であることも多いひとり親家庭や生活困窮者への支援は、子どもの健全な成長・発達を支える上で極めて重要です。そのため、個々の状況に応じた総合的な支援に取り組む必要があります。

【推進施策】

① 障がい児を持つ家庭への支援

施策・事業	所管	区分	概要
特別児童扶養手当などの支給	保健福祉課	継続	障害福祉との連携を密にし、対象の家庭への制度の周知・広報を行います。
地域活動との連携強化	保健福祉課 医療保険課	継続	障がい児が成人になっても地域で暮らせるよう、幼児期から地域で支えていきます。
障がい児への療育の充実	教育委員会 学校教育課 保健福祉課 医療保険課	継続	障がいのある児童生徒の個別の教育支援計画の作成、合理的配慮と基礎的環境整備の充実に努めます。 就学までの療育の場として、愛知・犬上郡で「愛犬つくし教室」を実施します。 乳幼児健診などにおいて、療育等支援の必要性があると考えられる児童については、療育教室などの福祉サービスの情報提供や入所手続をはじめとした様々な支援を行います。保護者の意向を尊重しつつ、関係機関が連携・協力し、より効果的なサービスが提供できるよう支援します。

② ひとり親家庭への支援

施策･事業	所管	区分	概要
ひとり親家庭への経済的支援	保健福祉課	継続	児童扶養手当の制度説明や貸付制度の周知・広報を図ります。
ひとり親家庭の親への就労支援の充実	保健福祉課 人権政策課	継続	隣保館の職業安定協力員や滋賀マザーズジョブステーションと連携し、就労支援事業を充実します。
ひとり親家庭への家事・保育支援の充実	保健福祉課	継続	滋賀県母子福祉のぞみ会の日常生活支援事業およびファミリー・サポート・センター事業の周知・普及を図ります。

３－４　子どもと子育て家庭が安心して暮らす環境の充実

【現状・課題】

○ 交通事故や犯罪、いじめ問題などから子どもを守ることで、子育て家庭が子どもを安心して産み育てられる環境を作っていくことが求められています。

○ 本町では、道路整備、防犯灯の設置補助などの施設整備（ハード）とともに、スクールガードによる登下校時の見守り、「子ども110番の家」へのコーンなどの設置、学校から保護者の情報端末機器への不審者情報の一斉送信といった安全対策（ソフト）を、地域の協力のもとに実施しています。

○ アンケート調査結果の中で、安心して外出できる環境について、就学前児童、小・中学生ともに、思わない割合（どちらかというと思わない＋思わない）が6割強となっています。また、地域の防犯活動についても、就学前児童、小学生ともに、思わない割合（どちらかというと思わない＋思わない）が５～６割となっています。

○ ハード・ソフトの両面において、幼稚園・保育園・学校、地域組織、警察、消防などと連携し、事故や事件を未然に防止する取り組みを一層充実する必要があります。

【推進施策】

① まちの「子育てバリアフリー」推進

施策・事業	所管	区分	概要
「子育てバリアフリー」に関する啓発の充実	保健福祉課	継続	「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー施策の推進を図ります。
公共公益施設などの子ども環境づくりの推進	保健福祉課	継続	既存施設の改修または新築の際に、託児室、授乳コーナーなどの設置を推進します。
道路環境の整備と交通安全の推進	地域整備課	継続	道路付属物の修繕（カーブミラー、区画線など）、歩道整備、グリーンベルト設置を推進します。

② 子どもを守る、地域防犯・防災体制の充実

施策・事業	所管	区分	概要
「子ども 110 番の家」の子どもへの周知	教育委員会 社会教育課	継続	「子ども 110 番の家」に黄色のポストコーンを設置、子ども 110 番の家の地図を作成・配布し、子どもに周知します。
防犯パトロールの充実	教育委員会 社会教育課 総務課 隣保館	継続	登下校時の子どもたちの安全を確保するため、年間を通して青パトによる下校パトロールを実施します。

施策･事業	所管	区分	概要
子どもの安全対策の推進	教育委員会 学校教育課	継続	各校園、子育て支援センターにさすまたを設置し、不審者対策を実施します。
登下校時の安全対策の推進	教育委員会 学校教育課 小学校	継続	スクールガードや老人会をはじめとした、地域で活動する団体による登下校時の見守りを実施します。また、住民の子どもに対する見守りの意識向上を啓発し、普段の生活の場における住民の「ながら見守り」を推進します。
防犯灯の設置	総務課	継続	各字内は字要望により「防犯灯設置事業費補助金」の活用により防犯灯を設置します（新設、既設柱添架、老朽化取替）。各字間は要望により町が設置します。
不審者情報などのお知らせ	保育園 幼稚園 学校	継続	不審者情報の迅速な周知のため、一斉メールを送信し、情報共有を図ります。
緊急情報対策の促進	総務課	継続	防犯や防災に関する緊急・危険度の高い情報について、防災行政無線を活用した周知・啓発を実施します。

３－５　子どもの人権尊重と児童虐待防止ネットワークの充実

【現状･課題】

○ 本町では、住民対象に「子どもの人権」をテーマにした人権学習講座を開催しています。また、子ども対象に、「命」や友だちの大切さ、道徳教育、いじめ防止のための指導などを幼稚園・保育園・学校で行っています。

○ 本町において、児童虐待の対応件数については、平成30年度は58件となっており、横ばいで推移をしています。

○ アンケート調査結果の中で、児童虐待と思われる場面をみたり、聞いたりした経験があると回答した割合は就学前児童では約7%、小学生では約10%弱という結果でした。このような子どもの人権を脅かす様々な問題（児童虐待、いじめ、インターネット上のトラブルなど）に対して、より子どもの視点に沿った対応が求められます。

○ 今後は、「子どもが主人公（チルドレン・ファースト）」の一層の普及とともに、特に在宅で子どもを養育する母親の「密室育児」や「孤育て」を防ぐ虐待予防対策の充実が必要です。

○ 関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会を核として、虐待の予防、早期発見、被害を受けた子どもと親への支援を一貫して行うネットワーク体制の充実が求められます。

【推進施策】

①　「子どもの人権」を守る意識啓発

施策･事業	所管	区分	概要
子どもの人権についての意識啓発の充実	教育委員会 社会教育課	継続	一般、学校、企業から人権啓発作文・ハートフルデザインを募集し、人権の意識啓発を図ります。
各学校・園における人権啓発の充実	保育園 幼稚園 学校	継続	人権学習など子どもに対する人権啓発を行います。

②　児童虐待の予防と早期対応

施策･事業	所管	区分	概要
要保護児童対策地域協議会の体制強化	保健福祉課	継続	支援体制構築のため、専門的な対応のできる職員の配置および関係機関との連携を強化します。
児童虐待防止に関する啓発の推進	保健福祉課	継続	児童虐待の予防として、関係機関との連携および虐待に関する通告義務などの周知徹底を図ります。
児童虐待防止に関する研修の充実	保健福祉課	継続	要保護児童対策地域協議会構成機関に所属する職員等に対して研修を実施し、スキルアップに努めます。

施策・事業	所管	区分	概要
子ども家庭総合支援拠点の整備	関係各課	新規	児童虐待の発生予防や、虐待を受けた子どもへの支援を進めていくために、専門の知識を持った職員や設備を備えた、「子ども家庭総合支援拠点」について、整備と運営の手段を検討します。

第５章　子ども・子育て支援事業計画

１．子ども・子育て支援事業の概要

○ 子ども・子育て支援法に基づき、市町村は、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」を実施します。

○ 事業計画に定める事項は、子ども・子育て支援法第 61 条第２項および第３項に基づきます。

(1)制度の目的

○ 子ども・子育て支援新制度とは、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された３つの法律（子ども・子育て関連３法（平成 24 年８月 22 日公布））に基づく新たな制度のことで、平成 27 年度（平成 27 年４月）から施行しています。新制度は、すべての子どもに良質な育成環境を保障し、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的とする取り組みです。

(2)子ども･子育て支援給付(3つの給付)

種類	対象事業
（ア）施設型給付	幼稚園、保育園、認定こども園
（イ）地域型保育給付	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
（ウ）児童手当	―

※（ア）施設型給付、（イ）地域型保育給付は、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定（認定区分）した上で給付。（子ども・子育て支援法第 19 条）

区分	年齢	認定区分	主な利用施設
１号認定	3～５歳	教育標準時間認定	幼稚園、認定こども園
２号認定	3～5 歳	保育認定	保育園、認定こども園
３号認定	０歳、１～２歳	保育認定	保育園、認定こども園、地域型保育

(3)地域子ども･子育て支援事業(13 事業)

① 利用者支援事業
② 地域子育て支援拠点事業
③ 妊婦健康診査事業
④ 乳児家庭全戸訪問事業
⑤ 養育支援訪問事業等
⑥ 子育て短期支援事業
⑦ 一時預かり事業
⑧ 延長保育事業
⑨ 病児保育事業（病児・病後児保育）
⑩ 子育て援助活動支援事業（就学児対象のファミリー・サポート・センター事業）
⑪ 放課後児童健全育成事業（学童保育事業）
⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

２．教育・保育提供区域の設定

(1)教育･保育提供区域の定義

○ 教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法にかかる教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域です。（子ども・子育て支援法第 61 条第２項）

○ 教育・保育提供区域は、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育の整備状況などを総合的に勘案した上で、市町村が独自に設定します。

○ 教育・保育提供区域は、本町において、地域ニーズに応じたサービスを計画的に提供する（最適な需給バランスを図る）ための基礎的な範囲になります。なお、運用にあたって本町では以下のように定めました。

(2)教育･保育提供区域の設定

○ 本町では、認定区分（１号、２号、３号）ごとの教育・保育提供区域と、地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な 11 事業）の提供区域を次のように定めます。

事業区分	区域設定	考え方
１号認定（3～５歳）	町全域	子どもが成長する上で幅広い交流が必要なこと、また、事業を利用する際の利便性は町域全体でも大きく低下しないことから、町全域で１つの教育・保育提供区域とする。
２号認定（3～５歳）		
３号認定（０歳）		
３号認定（１～２歳）		

地域子ども･子育て支援事業	提供区域	区域設定の考え方
利用者支援事業	町全域	現行の提供体制、利用状況を踏まえ、現状どおりとする。
地域子育て支援拠点事業	町全域	
妊婦健康診査事業	町全域	
乳児家庭全戸訪問事業	町全域	
養育支援訪問事業等	町全域	
子育て短期支援事業	町全域	
一時預かり事業	町全域	
延長保育事業	町全域	
病児保育事業（病児・病後児保育）	湖東定住自立圏	
子育て援助活動支援事業　（就学児対象のファミリー・ サポート・センター事業）		
放課後児童健全育成事業（学童保育事業）	小学校区	

３．教育・保育施設の量の見込みおよび確保の方策

（1）教育･保育の量の見込み、提供体制および実施時期

○ 計画期間の幼児期の幼児教育･保育の量の見込み（満３歳未満の子どもの保育利用率を含む）を設定し、量の見込みに対応する教育・保育施設、地域型保育事業の提供体制および実施時期を次のように定めます。

①1 号認定＜３～５歳＞

【量の見込みの算出方法】

アンケート結果ではニーズが高く出すぎたため、実績の利用率を基に算出しました。実績の利用率については、過去４年間の最大値の数値から実績の伸び率の平均を掛け合わせ補正しています。

【確保体制･方策の考え方】

量の見込みは、現在の提供体制で十分に確保されており、引き続き保護者のニーズや地域の実情を把握しながら、必要量を確保します。

また、幼児教育・保育の無償化によるニーズの変動にも円滑に対応し、保護者の経済的負担の軽減や利便性の向上に努めます。

（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	75	69	67	70	75
B 確保の内容	75	69	67	70	75
B-A	0	0	0	0	0

②２号認定＜３～５歳＞

【量の見込みの算出方法】

アンケート結果ではニーズが高く出すぎたため、実績の利用率を基に算出しました。実績の利用率については、過去４年間の最大値の数値から実績の伸び率の平均を掛け合わせ補正しています。

【確保体制･方策の考え方】

量の見込みは、現在の提供体制で十分に確保されており、引き続き保護者のニーズや地域の実情を把握しながら、必要量を確保します。

また、幼児教育・保育の無償化によるニーズの変動にも円滑に対応し、保護者の経済的負担の軽減や利便性の向上に努めます。

（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	136	124	122	125	135
B 確保の内容	136	124	122	125	135
B-A	0	0	0	0	0

③３号認定＜０～２歳＞

【量の見込みの算出方法】

０歳児については、アンケート結果ではニーズが高く出すぎたため、ニーズからアンケート調査で「日常的に祖父母や友人・知人に子どもをみてもらえる」と回答している人を除いて算出しました。

１・２歳児についても、アンケート結果ではニーズが高く出すぎたため、実績の利用率を基に算出しました。実績の利用率については、過去４年間の平均値の数値から実績の伸び率の平均を掛け合わせ補正しています。

【確保体制･方策の考え方】

量の見込みは、幼児教育・保育の無償化の影響などにより、１・２歳児の保育ニーズが大幅に増加しています。ただし、定員数としては柔軟に対応することで受け入れが可能であるため、引き続き保護者のニーズを注視しながら、必要量の確保に努めます。また、施設の老朽化なども勘案しながら、改修や整備について検討する必要があり、その中で定員数のさらなる確保についても併せて検討します。

０歳児については、現在の提供体制で十分に確保されていますが、幼児教育・保育の無償化の影響により、ニーズが増大する可能性があるため、引き続き保護者のニーズを注視しながら、必要量を確保します。

【1･2歳】 （人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	59	67	66	66	65
B 確保の内容	59	67	66	66	65
B-A	0	0	0	0	0

【0歳】 （人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	6	6	6	6	6
B 確保の内容	6	6	6	6	6
B-A	0	0	0	0	0

(2)子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

○子育てのための施設等の利用給付の実施にあたっては、公正かつ適切な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性を勘案しつつ、給付方法の検討を行います。

４．地域子ども・子育て支援事業の提供

（1）利用者支援事業

○ 子どもまたは子どもの保護者からの相談に応じ、子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供、助言などを含めた支援を行う事業です。

○ 事業の主な内容は「相談支援」「地域連携」「情報提供」の３つがあります。また、事業類型は、主に行政機関窓口を活用し事業を行う「特定型」と、行政窓口以外で親子が継続的に利用できる施設を活用し包括的に事業を展開する「基本型」、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みなどに円滑に対応するため、保健師などが専門的な見地から相談支援を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行う「母子保健型」があります。

○ 本町では、教育委員会総務課を「特定型」、子育て支援センターを「基本型」、医療保険課を「母子保健型」として事業実施に向けて取り組みます。

【量の見込みの算出方法】

前回計画から継続して３か所で実施します。

【確保体制･方策の考え方】

ニーズ調査を踏まえない事業のため、継続して３か所での実施を予定しています。

（か所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	3	3	3	3	3
B 確保の内容	3	3	3	3	3
B−A	0	0	0	0	0

(2)地域子育て支援拠点事業

○ 公共施設や保育園、公民館などの地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供などを実施する事業のことで、本町では、子育て支援センターの遊びのひろば、子育て広場が該当します。

【量の見込みの算出方法】

アンケート結果ではニーズが低く出すぎたため、実績の利用率を基に算出しています。実績の利用率については、最大値が外れ値であったため、過去４年間の平均値の数値から算出しました。

【確保体制・方策の考え方】

量の見込みは、現在の提供体制で十分に確保されており、引き続き保護者のニーズや地域の実情を把握しながら、必要量を確保します。

（人回／月）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	690	744	736	733	729
B 確保の内容	690	744	736	733	729
B−A	0	0	0	0	0

（人回／年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	8,277	8,931	8,838	8,791	8,744
B 確保の内容	8,277	8,931	8,838	8,791	8,744
B−A	0	0	0	0	0

(3)妊婦健康診査事業

○ 母子保健法で定められている妊婦健康診査について、本町では県内医療機関と市町との集合契約により実施しています（県外受診分については償還払い）。

【量の見込みの算出方法】

人口推計の０歳児推計×利用回数（14 回）を使用して算出しています。

【確保体制・方策の考え方】

ニーズ調査を踏まえない事業のため、その年度の０歳児人口の人数分の利用があると仮定して見込んでおり、県内医療機関にて受診できるよう体制を整備しています。

（人回／年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	812	812	812	798	812
B 確保の内容	812	812	812	798	812
B-A	0	0	0	0	0

(4)乳児家庭全戸訪問事業

○ 子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言などの援助を行う目的で、生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する事業のことで、本町では保健師および助産師が訪問しています。

【量の見込みの算出方法】

人口推計の0歳児推計を使用しています。

【確保体制・方策の考え方】

ニーズ調査を踏まえない事業のため、その年度の0歳児人口の人数分の利用があると仮定して見込んでおり、保健師が訪問できるように体制を整備しています。

（実人数／年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	58	58	58	57	58
B 確保の内容	58	58	58	57	58
B-A	0	0	0	0	0

(5)養育支援訪問事業等

○ 養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事などの養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業のことで、本町では、配慮や経過の見守りが必要な児童や家庭に対し、保健師の訪問指導などを実施しています。

【量の見込みの算出方法】

ニーズ調査を踏まえない事業のため、実績値を参考に見込みを行っています。実績値については県との整合性を測るため延べ人数（人日）を基に、過去４年間の実績値平均の 40 人として算出しました。

【確保体制・方策の考え方】

近年養育支援を必要とする家庭が増加傾向にあるため、前回よりも多くの利用があることを想定して、確保体制を整備します。

（人日／年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	40	40	40	40	40
B 確保の内容	40	40	40	40	40
B−A	0	0	0	0	0

(6)子育て短期支援事業

○ 保護者が疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合に児童養護施設などで宿泊を伴う養育・保護を行う事業のことで、短期入所生活援助事業（ショートステイ）および夜間養護等事業（トワイライトステイ）が該当しますが、本町では現在、実施していません。

【量の見込みの算出方法】

事業の実施見込みがないため、５年間を通して０人と設定しています。

【確保体制･方策の考え方】

事業の実績がなく、量の見込みがないことから事業を予定しませんが、必要となった場合には、町外施設での受け入れについて関係機関と協議します。

（人日／年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	0	0	0	0	0
B 確保の内容	0	0	0	0	0
B-A	0	0	0	0	0

(7)一時預かり事業

○ 保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児または幼児に対し、保育園その他の場所において一時的な預かりを行う事業のことです。なお本町では現在、幼稚園の一時預かりは実施していません。幼稚園在園児以外では、愛里保育園の一時預かり、湖東定住自立圏域のファミリー・サポート・センター（就学前児童）で実施しています。また、令和２年度より子育て支援センターにおいても一時預かりを実施します。

【量の見込みの算出方法】

アンケート結果では極端にニーズが高く出ていたため、実績の利用率を基に算出しました。実績の利用率については、過去４年間の平均値の数値を採択し、算出しました。なお、幼稚園児については利用体制がなく、事業の実施見込みもないため、５年間を通して量の見込みは算出していません。

【確保体制・方策の考え方】

幼稚園在園児以外の一時預かりについて、量の見込みは、現在の提供体制で受け入れることができていますが、引き続き保護者のニーズや地域の実情を把握しながら拡充を行い、必要量を確保します。

また、幼稚園の一時預かりについて、現在は実施していませんが、就労する母親の増加など社会情勢を踏まえながら、保護者のニーズに応えられるよう、幼稚園の一時預かりの実施を検討します。

【幼稚園在園児以外】 （人日／年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	122	112	109	113	121
B 確保の内容	122	112	109	113	121
B-A	0	0	0	0	0

(8)延長保育事業

○ 保育園利用者を対象に、11 時間保育の開始前または終了後に保育を希望する場合に提供する事業のことで、本町では、現在、愛里保育園は 18 時 30 分まで、崇徳保育園は 19 時まで延長保育を実施しています。

【量の見込みの算出方法】

アンケート結果ではニーズが高く出すぎたため、実績の利用率を基に算出しました。実績の利用率については、最大値が外れ値であったため、過去４年間の平均値の数値から算出しました。

【確保体制・方策の考え方】

量の見込みは、現在の提供体制で十分に確保されており、引き続き保護者のニーズや地域の実情を把握しながら、必要量を確保します。

（人日／年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	21	21	21	21	22
B 確保の内容	21	21	21	21	22
B−A	0	0	0	0	0

(9)病児保育事業(病児・病後児保育)

○ 病児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを、医療機関や保育園の付設の専用スペースなどで一時的に預かる事業のことで、本町では、湖東定住自立圏域で実施しています。

【量の見込みの算出方法】

アンケート結果ではニーズが高く出ていたため、実績の利用率を基に算出しました。実績の利用率については、過去４年間の最大値の数値から算出しています。

【確保体制・方策の考え方】

量の見込みは、現在の提供体制で十分に確保されており、引き続き保護者のニーズや地域の実情を把握しながら、必要量を確保します。

（人日／年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	3	3	3	3	3
B 確保の内容	3	3	3	3	3
B-A	0	0	0	0	0

(10)子育て援助活動支援事業(就学児対象のファミリー・サポート・センター事業)

○ 子育ての手助けがほしい人（依頼会員)、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員)、両方を兼ねる人（両方会員）が登録し、子育ての相互援助活動を行う事業のことで、本町では、湖東定住自立圏域で広域実施しています。

【量の見込みの算出方法】

アンケート結果ではニーズがなく、実績値もなかったため暫定０人日／年としています。ただし、無償化の影響によりニーズが高まる可能性があるため、今後も引き続き精査を行います。

【確保体制・方策の考え方】

量の見込みは、現在の提供体制で十分に確保されており、引き続き保護者のニーズや地域の実情を把握しながら、必要量を確保します。

（人日／年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	0	0	0	0	0
B 確保の内容	0	0	0	0	0
B−A	0	0	0	0	0

(11)放課後児童健全育成事業(学童保育事業)

○ 保護者が就労、疾病その他の理由により、昼間家庭において適切な育成を受けられない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。本町では、各小学校区で実施しています。

【量の見込みの算出方法】

低学年については、アンケート結果を基に算出しました。ただし、令和元年に急激に利用が増えていることから、実績の伸び率を掛け合わせ補正しています。

高学年については、アンケート結果ではニーズが高く出すぎたため、実績の利用率を基に算出しました。実績の利用率については、過去５年間の最大値の数値を採択し、算出しています。

【確保体制・方策の考え方】

現在定員数に対して利用希望者が多くなっており、保護者のニーズや地域の実情などを把握しながら、必要量の確保に努めます。

【小学校低学年】 （実人数／年）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み		87	85	87	84	77
	1年生	28	27	28	27	25
	2年生	32	32	32	31	29
	3年生	27	26	27	26	23
B 確保の内容		87	85	87	84	77
B−A		0	0	0	0	0

【小学校高学年】 （実人数／年）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み		28	27	25	23	23
	4年生	14	14	13	12	12
	5年生	11	10	10	9	9
	6年生	3	3	2	2	2
B 確保の内容		28	27	25	23	23
B−A		0	0	0	0	0

(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業

○ 保護者の世帯所得の状況などを勘案して、特定教育・保育などまたは特定子ども・子育て支援を受けた場合において、保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を助成する事業です。

○ 新制度における利用者負担は、国の定める所得に応じた水準を限度として市町村が定めることとされていることから、低所得者の負担軽減策のひとつとして、必要に応じ、検討していきます。

(13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

○ 特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究のほか、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設の設置や運営を促進するための事業です。

○ 本町では、現行の保育園体制でニーズに応えることが可能と考えていますが、将来的に民間事業者の参入促進が必要となった場合に備えて、周辺自治体と連携して民間事業者参入に関する情報交換を行っていきます。

５．教育・保育の一体的提供の推進

（1）認定こども園の普及に係る基本的考え方

○ 認定こども園は、幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に子どもを受け入れることができる施設として設けられ、特に幼保連携型認定こども園については、新たな制度で学校および児童福祉施設の法的位置づけを持つ単一の認可施設となりました。

○ 民間保育園においては、運営者の考え方や独自の教育・保育方針があり、利用者もその考え方への共感が利用につながっていることを考慮し、認定こども園への移行に関しては運営者の意向を尊重することとします。

○ 今後、０～２歳の保育ニーズが増加し、現在の幼稚園・保育園の体制を維持することが困難になると予想されるため、施設のあり方を考えるとともに、認定こども園の実施について検討を行います。

（2）幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援

○ 勤務体制や勤務時間の違いなど、幼稚園教諭と保育士との合同研修には難しい側面もありますが、全町的な教育・保育の質の向上に向けて、より多くの研修機会が確保できるよう、町が主体となって相互連携に努めます。

（3）教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性などに係る基本的考え方と推進方策（より良い事業の提供に係る基本的考え方と推進方策）

○ 特定教育・保育施設（幼稚園・保育園）により、質の高い教育・保育サービスを提供します。

○ 本町にはない特定地域型保育事業所（家庭的保育事業、小規模保育事業など）が開設された場合には、特定教育・保育施設を補完し、就労状況などにより特定教育・保育施設のサービスを利用することが難しい家庭を支援することとします。

○ 地域子ども・子育て支援事業は、妊娠期を含む、すべての子育て家庭を支える役割を担うことから、保護者の意向を十分に勘案した事業の実施を図ります。

（4）教育・保育施設と地域型保育事業との連携

○ 将来的に地域型保育事業者が町内に設置された場合、関係機関との情報の共有をはじめ、必要に応じた連携を図ります。

（5）幼稚園および保育園と小学校などとの連携推進策

○ 本町では、幼稚園・保育園・学校との連携を図っています。今後もさらに連携を深め、子どもの成長に切れ目のない支援と環境づくりを進めます。

第６章　計画の推進

１．計画の推進体制

（1）行政の推進体制

○ 本計画は、保健・医療・福祉・教育・学習・就労・雇用・交通・住宅・環境など、様々な分野に関わることから、計画推進に関わる庁内組織の充実・強化を図るとともに、関係部局間の緊密な連携に努めながら、総合的で効果的な計画の推進を図ります。

○ 本町が単独で実施する事業のほかに広域的な取り組みなどについては、国・県・近隣市町との連携・協力を深めながら、幅広い対応に努めていきます。

（2）住民との協働の推進

○ 町全体での計画推進に向けて、家庭、地域、学校、そして、「子育ち」「子育て」に関わって主体的に活動する住民団体・グループ、社会福祉協議会、民生委員児童委員、ボランティア・ＮＰＯ、企業・事業者など、多くの関係機関・団体の協力が不可欠です。

○ このため、これらの個人・団体などと相互に連携を図り、計画の着実な推進に向けて取り組みます。また、計画内容の広報と啓発を図り、本計画の基本理念への理解と計画推進への協力を求める働きかけを行います。

２．計画の点検・評価・改善

（1）子ども･子育て会議の運営

○ 計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標を基に毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。

（2）計画の公表、住民意見の反映

○ 本計画に基づく取り組みや事業の進捗状況を町ホームページなどで広く公表し、住民への計画への関心を高めます。

○ アンケートなどを通して住民意見を把握し、住民目線を活かした施策・事業の推進を図ります。

資料編

1．豊郷町子ども・子育て会議条例

（平成25年6月21日条例第20号）

（趣旨）

第１条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第３項の規定に基づき、豊郷町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条 会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

(1) 特定教育・保育施設の利用定員に関すること。

(2) 特定地域型保育事業の利用定員に関すること。

(3) 豊郷町子ども・子育て支援事業計画に関すること。

(4) 豊郷町における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項および当該施策の実施状況を調査審議すること。

（組織）

第３条 会議は、委員20名以内で組織する。

（委員）

第４条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命し、または委嘱する。

(1) 関係団体の代表者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 学識経験者

(4) 町民から公募する者

(5) その他町長が適当と認める者

2 委員の任期は２年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長および副会長）

第５条 会議に会長および副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は委員の中から会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ議事を開き、議決をすることができない。

3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（庶務）

第７条 会議の庶務は、保健福祉課において処理する。

（委任）

第８条 この条例に定めるもののほか、会議の運営その他に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2．豊郷町子ども・子育て会議委員名簿

区　分	№.	役　職	氏　名	任期等
関係団体	1	民生委員児童委員協議会	馬場　清次郎	令和元年 11 月 30 日まで
			安田　誠兵衛	令和元年 12 月１日から
	2	主任児童委員	西山　洋子	
	3	主任児童委員	藤川　照代	
	4	社会福祉協議会	高橋　淳	
	5	PTA 連絡協議会	礒部　文彦	平成 31 年３月 31 日まで
			木輪　美亜	平成 31 年４月１日から
	6	幼稚園・保育園保護者会	小山　敏章	平成 31 年３月 31 日まで
			夏原　陽介	平成 31 年４月１日から
	7	小・中学校長会	○成宮　弘幸	
	8	幼稚園長	西川　久子	
	9	愛里保育園長	若林　成子	平成 31 年３月 31 日まで
			神辺　功	平成 31 年４月１日から
	10	崇徳保育園長	◎谷口　瑞石	
	11	健康推進協議会	小林　郁子	
	12	ひとり親家庭福祉推進員	此和　洋子	
	13	青少年育成町民会議	大橋　健治	
	14	子育て支援センター長	野瀬　隆行	平成 31 年３月 31 日まで
			野瀬　千秋	平成 31 年４月１日から
	15	放課後児童クラブ関係者	清水　直美	平成 31 年３月 31 日まで
			前田　未穂	平成 31 年４月１日から
	16	医療保険課長補佐	吉田　由美子	
関係行政機関	17	湖東広域衛生管理組合	孫　　超	
	18	湖東健康福祉事務所	堀出　裕明	

※◎…会長、○…副会長

３．計画策定経過

日　付	事　項	概　要
平成 30 年 10 月 18 日	平成 30 年度第 1 回豊郷町子ども・子育て会議	・会長および副会長の選出 ・子ども・子育て支援事業計画およびニーズ調査の概要について
平成 31 年1月 17 日～1月 31 日	アンケート調査実施	計画策定の資料として保育ニーズや豊郷町の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握するために実施
平成 31 年3月 20 日	平成 30 年度第 2 回豊郷町子ども・子育て会議	・子育て支援に関するニーズ調査の速報値について ・子ども・子育て支援事業計画策定にかかる団体用調査の結果について
令和元年７月５日	令和元年度第１回豊郷町子ども・子育て会議	・計画の体系の検討について ・事業量の見込み・提供体制の検討について
令和元年 12 月 24 日	令和元年度第２回豊郷町子ども・子育て会議	・子ども・子育て支援事業計画の素案の検討について
令和２年１月 24 日～2月 14 日	パブリックコメント実施	住民からの意見を広く取り入れ、計画を策定するために実施
令和２年３月３日～3月 10 日	令和元年度第３回豊郷町子ども・子育て会議（書面協議）	・子ども・子育て支援事業計画の承認 ※新型コロナウイルスの影響により書面協議にて実施

４．用語解説

◎あ行

用　語	内　容
育児休業	子どもが１歳（一定の条件を満たす場合は最長で２歳）に達するまでの間、働いている人が子どもを養育するために取得できる休暇のこと。

◎か行

用　語	内　容
核家族化	親族世帯の中で、夫婦のみの世帯、夫婦と子どもからなる世帯、男親と子どもからなる世帯、女親と子どもからなる世帯のことを核家族といい、そういった世帯が増加していること。
子育て世代包括支援センター	主に妊産婦および乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療または福祉に関する機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して切れ目のない支援を提供する拠点のこと。
子ども 110 番の家	子どもを犯罪から守るため、主に通学路等に位置し、不審者に遭遇した子どもがかけ込む避難場所として、一時的な保護と警察等への通報を行う民家や商店などのこと。

◎さ行

用　語	内　容
児童虐待	身体的虐待、心理的虐待（言葉のおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げること。虐待を発見したり、虐待の疑いがある場合の通告は、法律で義務づけられている。
少子化	子どもの出生数の減少や出生率の低下が進行する状態のこと。高齢化や将来の人口減少の原因となる社会問題として近年クローズアップされている。
食育	食に関する教育。食料の生産方法やバランスのよい摂取方法、食品の選び方、食文化など、広い視野から食について教育すること。
スクールカウンセラー	臨床心理士、精神科医、心理学系の大学の常勤教員など、臨床心理に関し高度に専門的な知識・経験を有する者が、学校などの教育機関において心理相談業務に従事する者のこと。

◎た行

用　語	内　容
待機児童	保育所入所申し込みが町に提出され、かつ、入所要件に該当しているものであって、現に保育所に入所していない子どもを示す。
男女共同参画	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が保障され、この結果、男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受し、責任を担うこと。

◎な行

用　語	内　容
認定こども園	保育所および幼稚園等における小学校就学前の子どもに対する教育・保育ならびに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設である。保護者が働いている・いないにかかわらず、すべての子どもが利用でき、０～５歳児の年齢の違う子ども同士がともに育ち、子育て相談などの子育て支援を行い、地域の子育て家庭を支援する機能を持つ。都道府県知事が条例に基づき認定する。

◎や行

用　語	内　容
幼児教育・保育の無償化	幼稚園、保育所および認定こども園などを利用する３歳から５歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の０歳から２歳児クラスまでの子どもたちの保育料が無償になる制度のこと。令和元年 10 月１日から開始された。

◎わ行

用　語	内　容
ワーク・ライフ・バランス	国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいう。

第２期豊郷町子ども・子育て陽だまりプラン

発行：令和２年３月
編集：豊郷町教育委員会事務局総務課
〒529-1169　滋賀県犬上郡豊郷町石畑 518 番地
TEL：0749-35-8131
FAX：0749-35-8133
豊郷町ホームページ：http://www.town.toyosato.shiga.jp